

平成17年第3回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成17年12月6日(火曜日)

議事日程第2号

平成17年12月6日(火曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	4番	小杉良一	議員
	23番	佐藤俊和	議員
	20番	佐藤勇	議員
	2番	今野晃治	議員
	26番	村上亨	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(30人)

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
13番	石川久	14番	高橋信雄	15番	村上文男
16番	佐藤賢一	17番	伊藤順男	18番	鈴木和夫
19番	齋藤作圓	20番	佐藤勇	21番	佐藤讓司
22番	小松義嗣	23番	佐藤俊和	24番	加藤鉦一
25番	土田与七郎	26番	村上亨	27番	三浦秀雄
28番	齋藤栄一	29番	佐藤實	30番	井島市太郎

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	助役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	総務部長	佐々木永吉
企画調整部長	猿田正好	市民環境部長	松山祖隆
福祉保健部長	豊島一郎	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	藤原秀一	建設部長	佐々木孝一
行政改革推進本部長	佐々木均	教育次長	中村晴二

消 防 長	福 岡 憲 一	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	中 嶋 豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小 松 浩	企 画 調 整 部 次 長 兼 企 画 調 整 課 長	渡 部 聖 一

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	遠 藤 正 人
書 記	阿 部 徹		

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員数は30名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） それでは本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

4番小杉良一君の発言を許します。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 私からは、11月24日に質問通告しております大項目2点について質問いたします。

1点目の救急救命体制の見直しについては、6月の由利本荘市議会定例会の施政方針に「救急救命について、突然心停止に陥った方の救命措置を行うため、自動体外式除細動器を各署に配備し、全地域の救命率の向上に努めてまいるとともに、救急医療機関まで長時間を要する地域に対応するため、救急医療機関と地域医療施設の連携を図る「救急救命ネットワーク」の確立に向けての研究を進めてまいります」とこのように述べていますが、私は、民は等しからざるを憂うという視点から、まず、全地域の救命率の向上に向けた取り組みについてお伺いいたします。

小項目 の救急救命ネットワークは、救急医療機関、つまり由利組合総合病院、本荘第一病院、佐藤病院などの救急指定病院から遠い地域において、それぞれ地元の診療所や個人病院との連携を図る点について具体的にどのようなケースを想定しているのかということと、また、市民がその内容をマニュアルとして共有することが効果につながると思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。

また、一昨日、大内保健センターを会場に、消防団大内支団主催の消防団員の幹部研修会が救急救命士を講師に開かれました。除細動器の使い方や人工呼吸法、心臓マッサージの講習が行われ、私も聴講させていただき大変勉強になったと同時に、消防団員がたびたび講習を重ねている事実を知り、頭が下がる思いや感謝の思いとともに非常に心強く感じたことでした。救急救命のノウハウを体験修得した者が身近にいるというこ

と自体、市民にとって大きな安心感につながるわけですが、その輪を広げ、地元ボランティアを巻き込んだネットワークづくりをすることが、さらなる救急救命の効果につながると思うのですが、ネットワークの考え方についてお伺いいたします。

小項目の人工呼吸法、心臓マッサージなどのいわゆる心肺蘇生法の一般市民への普及についてですが、傷病者が仮に心停止後3分間、あるいは呼吸停止後10分間、何もしないで放置すると、救命率は50%低下すると言われていています。早い段階での救命措置がいかに重要かを示すもので、このことから蘇生法を習得する機会を市民に提供することは行政の重要な役割の一つだと思います。

例えば、各町内会ごとに開催されている健康教室などに、保健師さんだけでなく消防署の救急救命士にもご協力いただき、救急救命の講習会を通じ蘇生法を普及することは、すぐにでも取り組めることであり、安心・安全のまちづくりに欠かせないと考えます。

救命率の向上に最も有効な市民参加の体制づくりにぜひ取り組んでほしいと思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。

小項目の自動体外式除細動器の配備の充実については、今年度7台の除細動器を各分署に配備しています。心停止後4分以内に1次救命処置を行い、心室細動や心室頻拍に対する除細動を8分以内を実施することが高い救命率につながります。除細動器は、本体の音声指示どおりにセットすることによって、除細動が必要かどうかも機械が自動的に判断し作動するものですが、心室細動の発症から最初に除細動を受けるまでの時間が1分以内に行われれば救命率90%、1分遅れるごとに7ないし10%ずつ低下すると言われていています。そのためにも、今後、分署から離れている体育館、学校などの公共施設や消防の分団などに年次計画で順次配備充実していくことは、安心安全のまちづくりに必要不可欠のことと思うのですが、市長の見解をお伺いいたします。

小項目の各分署の出動の範囲の見直しについては、特に救急出動において、大内地域では平成13年から、羽広、立寄、小羽広町内まで東由利分署から救急車が駆けつけ、時間短縮して地域住民に大変喜ばれています。それは羽広までの距離が大内分署から23キロメートルもあるのに対し、東由利分署からですと10キロメートルも近いという実態からもうなずけます。

一方、滝までの距離では、大内分署から25キロもあるのに対し、東由利分署からは10.4キロメートルと東由利分署の方が15キロメートルも近いのに、実際には大内分署の守備範囲となっています。

これまで東由利側の難所であった黒沢トンネルが拡張改修され、年内には供用開始されるようです。まだまだ道路が狭隘でカーブも多いわけですが、今後、救急の出動範囲の見直しをする考えがないかどうか、お伺いいたします。

次に、中項目(2)の将来の分署の位置を移設する可能性についてお伺いいたします。

分署は昭和46、47年にわたって建設され、老朽化が著しく、雨漏りをする建物も出てきています。将来施設を更新するに当たり、特に大内分署のように地理的に極端に偏った場所に位置するというケースは他の地域にはないことから、建設場所の見直しということが当然議論されることと思います。

私は基本的に安心・安全の救急体制のためには、平均5、6分で救急車が到着できるエリアを拡大する必要があるという観点から、構造改革とは逆行することになりますが、

新たに上川大内地区に救急分署を設置する必要があると考えるもので、これまで三十数年にわたり安心・安全のエリアから外れ、じっと我慢を余儀なくされてきた地域に光を当てるためにも、コストよりも安心・安全を目指すべきと思うものですが、上川大内地区に救急分署をという私の考えに対する市長の見解をお伺いいたします。

大項目2点目の道路網の整備についてお尋ねいたします。

事業主体が秋田県である県道の冬期閉鎖の解消や改良の見通しは相手があることですが、財政難や費用対効果の判断から地域住民の熱意や期待と乖離しているような印象を受けるもので、市長みずから県に対しトップセールスを働きかけてほしいという願いから、まず主要地方道本荘岩城線についてお伺いするものです。

赤田の二又から北ノ股間の約3キロメートルの未改良部分については、平成5年ごろ、用地買収の段階まで事業が具体化しながらボタンのかけ違いで中止となった経緯があるそうです。その後、平成7年から用地関係者全員の連名で県に対して要望書を提出するなどの運動を続けて10年になるという実態です。現在、館前付近を改良中ですが、肝心の二又 北ノ股間は、幅員が4メートルから4.5メートルくらいしかなく、簡易舗装の傷みもひどくなり、林道か作業道を思わせる状態で車の交差もままならぬことから、利用の頻度だとか費用対効果を判断する以前の条件と言えらると思います。

J A秋田しんせい本所やサービスセンター、カントリーエレベーターを結ぶ最短路線として、また、救急の際、消防本部から駆けつけるより大内分署から北ノ又に出た方が近いことから改良の意義はあると思うのですが、見通しについてお伺いいたします。

また、岩谷麓から岩城黒川間の急峻な路面の改良については、現在進行中の日本海東北自動車道の工事と松ヶ崎亀田インターチェンジ設置実現の要望の陰でかすんでしまった感があります。

しかしこの路線は、岩城、天鷲村、折渡千体地藏、赤田の大仏といった観光の拠点と拠点を結ぶ路線として重要であるだけでなく、岩城黒川への救急体制から見ても、岩城分署より大内大署の方がはるかに近いだけに、急坂、カーブが改良されれば、地域住民の安心・安全な生活に大きく貢献することになります。この点の改良の見通しについてもお伺いいたします。

小項目の県道檜淵横渡線については、改良の見通しと、小項目の要旨の中に冬期閉鎖の解消のことも取り上げていましたけれども、冬期閉鎖は解消されているということでございますので、その点は取り下げさせていただきます。

救急の出動範囲でも述べたことですが、滝 東由利蔵間の最大の難所だった黒沢トンネルが、大型車も通れるよう改良が加えられ年内に供用開始となることから、大きな前進と高く評価するものです。今後は特に若林から滝までの間が急坂で狭隘、カーブも多いことから改良が強く望まれます。

近年まで冬期閉鎖されていた一部地域も除雪体制が整い冬期交通が確保されるようですが、車両の交差が厳しい実態となっていることから、カーブの改良や待避所の設置など、できることから手をつけて通行の安全につなげてほしいものですが、今後の改良の見通しについてお伺いいたします

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、小杉議員に対する、お答えする前に一言お悔やみを申し上げます。

前由利本荘市議会議員小松賢殿のご逝去にあたり慎んで哀悼の誠を捧げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それではご質問にお答えしますが、初めに救急救命体制の見直しについて、その（１）としまして全地域の救命率向上に向けた取り組みについてでございますが、救急救命体制の見直しについては、地域住民の健康を守るため、医療や保健、福祉などの関係機関の包括的な連携が重要なこととされております。

消防救急業務はその一端を担うものであり、市民の救命率の向上のために救急医療機関との連携を図り、救急救命士の養成や高規格救急車の整備とあわせて、地域住民への応急手当の普及に努めているところであります。

ご質問の の救急救命ネットワークの内容について、 の人工呼吸法、心臓マッサージ等の普及について、 自動体外除細動器の配備の充実について、 の各分署の出動範囲の見直しについて、具体的なことでございますので、これらについては消防長から答えさせます。

次に、（２）の将来の分署の位置の移動の可能性についてであります。現在大内分署は岩谷地区に設置されておりますが、大内地域全体の消防、救急活動をカバーするのが大変難しい場所に立地しております。

したがって、上川大内地区を含む大内地域全体の消防、救急体制の充実のために、近隣分署の出動体制の見直しや分署の配置について検討してまいります。

次に、大きい２番の道路網の整備についてであります。県道の冬期閉鎖の解消と改良の見直しについて、 の主要地方道本荘岩城線について、及び 県道檜淵横渡線については関連がありますので一括してお答えいたします。

主要地方道本荘岩城線の赤田 北ノ股間、及び岩谷麓 岩城上黒川間について、県では舗装補修、側溝改良を随時実施しているものの、全県的な優先順位度合いから現段階では拡幅や急勾配、急カーブの改良計画はないと伺っています。

また、赤田地区の二又から北ノ股間の約３キロメートルについては、通行量が少ないことや雪崩の危険性があり冬期間約５カ月にわたり通行止めの措置をしているとのことであります。

しかしながら、本路線は国道341号や105号及び107号を連絡する路線であると同時に、岩城地域亀田地区や大内地域岩谷地区及び本荘地域赤田・小友両地区とを連絡するものであり、地区住民の生活利便向上のため、引き続き問題箇所の改良を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、県道檜淵横渡線についてであります。平成16年度からトンネル災害防除事業として、東由利地域黒沢地内にて黒沢トンネル拡幅補修工事を実施しております。本工事は対面交通が可能なトンネルとするため延長172メートルを施工するもので、来年度に完了する予定であります。

本路線は、現在この工事のため通行止めとしておりますが、12月23日に通行止め解除の予定であり、冬期間の通行も可能と伺っております。

いずれにいたしましても、本荘岩城線及び檜淵横渡線を含め由利本荘市全域の主要地方道や一般県道路線については、市全域を放射状に縦貫する国道を連絡するものであり、各地域を結ぶ良好な道路網構築のためにも積極的に整備改良をお願いしてまいりたいと存じます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 福岡消防長。

【消防長（福岡憲一君）登壇】

消防長（福岡憲一君） それでは、私の方から（１）全地域の救命率向上に向けた取り組みについての 救急救命ネットワークの内容についてお答えをいたします。

２次医療機関の由利組合総合病院を核として、各救急告示医療機関、医師会救急部会等とネットワークを結び連携を図りながら傷病者を搬送しております。例えば、心臓や呼吸が停止しそうな状態で救急医療機関まで長時間を要する場合、近くの医院や診療所で一時的な応急処置を施し、救急医療機関に収容するなどの連携を図っております。

また、救急医療の分野では、救急患者が発生した場合、周囲にいる人が応急処置をできるかどうか救命の根幹とされております。

特に医療機関から遠隔地においては、地域住民の協力が救急救命の大きな力になりますので、消防団員などのボランティアを初め一般住民を対象とした講習会を開催し、応急手当の知識や技術を身につけた方々の養成に努めながら、地域のネットワークづくりに努めてまいります。

次に、 の人工呼吸法、心臓マッサージ等の普及については、救急業務の重要な施策の一環として年間を通じて市民に対する応急手当の普及活動を実施してきております。

昨年１年間では、講習会を107回実施しまして、2,864名が受講し、ことしもこれまで63回の講習会に1,825名が参加しております。この普及活動は平成7年度から始めた事業でありまして、今日までの受講者は合計3万420名となっております。また、大内地域においてもこれまで1,049名が受講されました。

今後も、一人でも多くの市民に人工呼吸法や心臓マッサージなどの応急手当の知識と技術を身につけていただくために、町内会や各種団体に呼びかけながら普及活動に努めてまいります。

次に、 の自動体外式除細動器の配備充実についてですけれども、平成16年度より一般消防職員に自動体外式除細動器の使用が認められたことによりまして、今年度各分署に配備したところであります。さらに一般の方々も当該除細動器の使用が認められまして、多数の人が集まる公的施設や商業施設においても備える動きが出てきております。県内では秋田駅「アルヴェ」を含め2カ所で配備しておりまして、これらは施設経営者が自主的に備えたものと同っております。

いずれにしましても、当該機器は常時点検を必要とするなど通常管理が必要なことや、まだ使用が始まったばかりであることなどから、当面は各分署での使用頻度をみながら施設への配備を検討してまいりたいと存じます。

次に、 の各分署の出動範囲の見直しについてですけれども、東由利分署から大内地域の羽広、滝町内への出動については、主要地方道神岡南外東由利線道路が整備されまして、また、冬期間の除雪体制が確立されたことから、大内分署よりは東由利分署の方

が時間的に近距離であること、また、当該地域を東由利分署の出動地域に組み入れても業務量として可能なことなどから、平成13年度より滝字曲沢地内の落合橋までを東由利分署管轄に見直しを図ったものであります。

今後とも、道路整備の状況や人口構成の変化等を勘案しながら、効率的な出動体制の検討に努めてまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質問はありますか。4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） ただいま市長からと消防長からの答弁いただきましたが、全地域の救命率の向上に向けた取り組みについて重ねて消防長に、また市長さんにもお尋ねしたいと思います。

一昨日の講習において、これまでの自分の不勉強ぶりというものも実感したわけなんですけれども、救命率を高めるためには、まず早い段階での119番通報、それから早い段階での心肺蘇生法、早い段階での除細動、さらに早い段階での2次救命措置と、こういう連携が一番大切なんだということを頭ではわかったわけなんですけれども、実際にそのことを市民が広く周知するために、やはり繰り返し繰り返し啓蒙活動を繰り返していく必要があると思います。これまで、昨年が107回の2,864名、本年においても63回の1,825名の方々が受講されていると。大変、消防長の方でも努力されている姿を知って、大変心強く思ったわけなんですけれども、やはり各個人個人が自分の家庭は自分で守る、自分は自分のできることをするという、そういう本来の自治のあり方、原点に立ち返って、各町内会ごとの一つの事業として、あるいは消防の方から積極的に各地域に入っていくってそういう啓蒙活動をさらに進めていただきたい。そのためにこのことに対する具体的な取り組みと言いますか、今までのあり方がどういう地域の要望によって動いていたのか、あるいは場合によってはある程度各地域ごとに輪番制でそういうことを繰り返してやっていくような、そういう体制づくりも必要でないかというふうに感じたわけなんです。その点に対する考え方をお伺いいたします。

それから、除細動器の配備充実について、先ほど常時点検する必要があるという、そういう点もあることですので、やたらにあちこちに設置することもある意味で点検作業といった面の負担も伴うことですので、やはり短時間に、傷病者が出た場合に早い段階でその機械を届けて、なおかつそれを使うということが大前提であります。その意味で、私はやはり全国的なこの配備の流れになっているようですので、ぜひとも由利本荘市ではその配備について先取りする形で進めていってほしい。特に各分署ごとに設置するんだとか、そういう考え方を前向きに考えてほしいと思うわけなんですけれども、その点については市長さんからご答弁をお願いしたいと思います。

各分署の出動の範囲の見直しについては、先ほど滝地区の曲沢までというふうなご答弁があったようですけれども、羽広地域の方からまわってきて曲沢までという、言ってみれば小羽広町内までが主な守備範囲だというふうに私承っておって、滝町内については大内分署の方の管轄だと、そういうことのように受けとめていますけれども、その点で間違いないのか再度お尋ねします。

道路網の整備については、市長さんから県の方にこれからも積極的に働きかけていただくという答弁をいただきました。やはり県が事業主体ですので、県の側の、全県的な

優先順位という、そういう大きなハードルが、高いハードルがあるわけですので、やはり地元としては優先順位を強くアピールするということがまず大事だと思います。何のためにこの道路が必要なんだ、よく道路事情が極めて悪いから地域住民もなかなかそこを使いたいただけども使わない、そう言いながら通行量が少ないからその道路改良は必要ないんだというふうな形で、ともすれば住宅地が密集した地域は費用対効果という考え方からどんどんあれは進むけれども、本来、集落と集落、端的に旧町単位に結ぶアクセス道路というものがこれまでなかなか進まなかったおかげで、こういう情勢になってきますとますます人家がないところの道路改良するということが後回しになってしまう。本来であれば、そういうアクセス道路を最優先でやっていかなければいけないというふうな、これまでのツケがここにきて、県の財政事情が悪い、その考え方が費用対効果優先という形になってしまっていて、ますます先送りになってしまうということは、反対に考えれば、どんどん過疎化が進む、そういう要因にもなるかと思います。今後のそれこそ民は等しからざるを憂う、由利本荘市民が等しく行政の恩恵に浴するためにも、そういう日の当たらないところに力強い働きかけをしていってほしいという、その思いから市長にいま一度、道路改良に対する取り組みの決意のほどをお伺いしたいと思えます。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 小杉議員の再質問にお答えしますが、安全・安心であることが、この由利本荘市の市としての最も重要なことでもあります。そうした意味でも、この救急医療体制というのは重要な課題でございますので、皆さんが広い範囲に住んでいらっしゃるけれども心配がないと言われるような、そういう体制に向けて頑張っていきたいと、このように考えております。

除細動の先取りの話についても、十分検討してまいりたいと存じます。

また、道路網の整備でございますが、ただいま小杉議員の質問のように、ただ単に費用対効果だけで論じられるものかという話でございます。ごもっともでございます。今、私たち日本海沿岸高速道について国の方に強く申し上げているわけでありましたが、費用対効果からすれば日本海沿岸高速道路は首都圏の道路に比べれば確かに劣る面もあるだろうけれども、日本の国の私たちの苦しみをわかってくれているのか、それをよくわかってほしいということをお話しています。その意味でも、今のお話が共通する問題であります。県にそうしたことを強く要望して、新市になって市域が神奈川県に半分になるという、こういう状態においては、今まで県もなかなか予算の関係でやっていただけない点もあったと思いますが、新市の建設計画の中でも今の要望の道路も大部分載っておりますので、やはり優先順位ということも十分に念頭に入れながら、さらに強く県に要望してまいりたいと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 福岡消防長。

消防長（福岡憲一君） 小杉議員の再質問にお答えをいたします。

応急手当の普及活動につきましては、今まではどちらかと言えば要請されて出向くというような形ではありましたが、これからは特に医療機関に恵まれない地域を重

点的にこちらから出向いて行って、各町内の方々にそういう応急手当の普及活動をしてまいりたいと思っております。

それから、各分署の出動範囲の見直しの滝地区はどうかというようなご質問でしたけれども、現在、檜淵横渡線というのは救急車両としては通行が不適ということで、羽広方面を通っております。そういう関係で、滝地区に行く緊急車両につきましては大内分署から出動をしているような状況で、そちらの方が時間的に早いと。ことしになって滝地区で火災がありまして同時出発したわけですけれども、確かに大内分署の方の消防車が早く着いたというようなこともありまして、現時点では、道路整備がされればまた違いますけれども、現時点では大内分署の管轄の地域としたいと思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再々質問ありませんか。4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） 今いみじくも消防長の答弁にもあったように、今回の救急救命と道路改良、この問題リンクする感じで私最初考えて質問として取り上げたことでしたけれども、やはり檜淵横渡線については道路改良さえ進めば東由利分署からの応援体制の方がはるかに早い、近い、そういうことを最もやはり我々地域住民というものは強く望むわけですので、その点も含めて市長には再度これからの県に対する要望については、救急医療、住民の命を守るという観点でさらに働きかけていただけるかどうか、その点を重ねてお尋ねします。

それと、消防長が、これからは要望がなくても出かけていってもというふうな前向きなお答えをいただき大変心強く思いました。この間の講習において私このようなパンフレット（現物を示す）その場でいただいて、大変見て参考になる。図式そのものがどなたが読んでも、字が読めない人はどうにもなりませんけれども、わかりやすく、即実際に自分の家庭においてもこれを見ながらやれば何とかできるんじゃないかというふうな、そういう感じに見えました。そのときの救急救命士は、とにかく勇気を持ってやってほしいという、もうおろおろばたばたして何にもしないで放置すること、それが一番よくないんで、とにかく早い段階で勇気を持って処置をする。私は、その心肺蘇生法に取り組むということをしてさらに市民が一步高めて、自信を持って心肺蘇生法に市民が取り組めるような、そういうレベルまでぜひとも救急救命士さんの方々には努力、啓蒙してほしいなというふうなようにそう考えるものですが、これからの取り組みについて再度お尋ねいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 檜淵横渡線の道路の改良、ただいま住民の命を守る点から県に強く要望というふうなお話しでございますが、当課題非常に大きく、各地域にそれぞれこうした道路もあるわけでございます。そういうことで全体を見て、そしてその緊急性、必要性、そうしたものをやはり順位というものも考えながら県に強く要望してまいりたい、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 福岡消防長。

消防長（福岡憲一君） いろいろな方法を用いまして啓蒙活動に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんからもご協力よろしくお願いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 以上で、4番小杉良一君の質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時57分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。23番佐藤俊和君の発言を許します。23番佐藤俊和君。

【23番（佐藤俊和君）登壇】

23番（佐藤俊和君） 私は、せいゆう会を代表し、さきに通告しております順序に沿って質問いたしますので、当局の再質問のない明確なる答弁をお願い申し上げます。

質問に入ります前に私の所信を申し述べたいと存じます。

現在は、変革を求められている時代と言われております。本市も時代の変革に応じた体制をつくるべく今回新市として由利本荘市が誕生いたしました。市長におかれましては、幾多の課題がありましたが、見事そのリーダーシップを発揮され将来発展するであろう由利本荘市を誕生させられましたご功績には、衷心より感謝を申し上げ、これからのご活躍をご祈念いたします。

すばらしいこのリーダーシップには、議会人も協力は惜しまないと思っているところでございます。新しい時代には、今まで培ってこられました先代の並々ならぬご努力に感謝し、そのすぐれた伝統を守ることも大切かと思われませんが、反面、新しい潮流をいかにとらえ、それを取り込むことも必要かと思われまます。対応性のある市民意識をとらえ、新しい方向性を見出すことが将来に発展する新市の重点目標といっても過言ではないと思ひます。

不肖私も過去、議会活動を経験いたしました。その後6年間私の不行き届きがあり議会活動を休んでおりました。今考えますと、議会人として公職を離れ、一地域人・市民として忌憚のないご意見やご見解を拝聴し、また私個人としての発言をし、多くのことを得ることができました。まさに充電期間として今後における議員活動を進める上に重要な期間であったと確信しております。

そこで私の信念に基づき、新しい市の発展のために努力は惜しまないと考えておりますので、行政におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りたく存じますのでよろしく願いを申し上げ、さきに通告いたしております順序に沿って質問に入りたいと存じます。

今回私が質問いたしますのは、4月の市長選挙において柳田市長が選挙公報に記載しました公約について質問をいたします。市長さん、これです。（現物を示す）このことについてです。この選挙公報を見ますと、市長は7項目を挙げておりますが、2番目の「旧由利組合総合病院跡地等を活用した都市再生を図ります」については、割愛をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

1番目の子育て支援と高齢者福祉について、お伺いをいたします。

市長は現在、少子化対策の一環として保育料を軽減し、乳幼児医療費の無料を維持したいと考えているようですが、その具体的施策についてお伺いいたします。

国においては、福祉関係費用が将来確実に増加するものと新聞等に報じておりますが、

軽減無料等をするには幾多の課題があると思われます。保育料を軽減した場合、認可外施設が本市には何カ所あり、軽減の限度をどのように考えているのかお伺いをいたします。

2についてご質問いたします。

10月から介護制度が変わり、負担体系が変わりました。入所料が上がったという声も聞きますが、新体系では入所料の4分の1の施設補助（施設の持ち出し）が求められています。由利本荘市内の特別養護老人ホーム等において、施設補助を申し出ている施設と申し出していない施設の状況はどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に（3）についてお聞きいたします。

新料金体系の中で、国からは施設の持ち出し補助が求められていますが、経営状況によっては求められても入所者への負担補助ができない場合もあります。本市の状況はわかりませんが、公営施設であっても補助負担ができない理由の多くは、安易な過剰雇用と職員のモチベーションの不足にあります。公営施設であれば正職員は一定の年限が来れば昇進・昇級します。ところが臨時の職員は、昇級も長期雇用もあり得ません。一定年齢を超えれば、介護資格を取っても正規雇用の道はなくなるのです。つまりは職務に対するモチベーションが低くても安定した職員と、モチベーションが高くても不安定な雇用条件の職員が混在してしまうのが公営企業の例として多いように思われます。

企業の多くがコスト意識の欠如と過剰人件費によって経営困難を招いています。このようなことから、本市の市営・広域営・公設民営等の施設で、施設補助を申し出ている施設と申し出していない施設の状況と正職員・臨時職員の雇用比率をお伺いし、改善の余地があるものかどうかをお尋ねいたします。

次に2番目、担い手を生み出し、アグリビジネスを促し、農林水産業を総合産業にすることについて、をお伺いいたします。

私は、議会人として質問に登壇するのは6年ぶりですが、その間、不明にして担い手数のデータを知り得ませんので、この間の担い手数の推移をお知らせ願いたいと思います。

現在の農業環境は、極めて厳しいものがありますが、どのような誘導策を行い、担い手数の増加を考えておられるのかどうかお伺いをいたします。

また、アグリビジネスとは何を指しているのか、お聞きいたします。

農林水産業というくくりでありますから漁港関係についても一つ質問いたします。

合併協議事項によって漁港の管理統一がされました。由利本荘市の漁港の問題点は港が砂に埋まることですが、従来ですと松ヶ崎漁港はしゅんせつ発注もありますが、漁港に堆積した砂取りは、骨材組合の共同採取方式で組合が港の砂を買っていたわけであり、このスタイルですと工事発注とは違い、管理者の認可だけで、予算も工事入札もいらずしゅんせつができたわけで、時期も漁業者の希望に応じた自由度がありました。要するに最大のポイントは、しゅんせつの時期にあります。関係者は、予算審査・工事発注などによってしゅんせつ時期が遅れると、せっかくの漁期に出漁ができなくなるのと、将来の財政事情で予算処置が減少しますと、十分なしゅんせつができなくなることを懸念しているわけであり、自然を相手にする産業は机上の計画とは異なることが多く、管理統一をしていただけるようにも思いますが、市長の見解をお伺いいたしま

す。

次に3番、産学連携で技術力を高め起業の積極支援について、お伺いいたします。

この項については、起業家に対して本市独自の支援策があるのか、それともあるとすれば、その支援策の具体的な方策をお聞かせ願いたいと思います。

4番、鳥海山を初め、地域資源を生かし、全国、世界、海外から訪れる周遊滞在の郷について、(1)の周遊滞在の郷についてをお伺いいたします。

魁新聞によりますと、酒田・遊佐・にかほ・由利本荘の環鳥海3市1町が連携した観光政策が国土交通省から認可されたとの報道がありました。ホームページでも市長は、鳥海地域で鳥海山観光の総合ミュージアムを建設したいと述べていますが、「周遊滞在の郷」というのは、この建設を含めた政策を指すのでしょうかお伺いいたします。

(2)番、花火大会についてお伺いいたします。

夏の風物としての花火大会についてお聞きいたします。

県内で最も有名な花火大会は、大曲の花火大会、現在は大仙市が挙げられておりますが、私も何度か拝見いたしました。規模からいい、打ち上げ本数からいっても大変すばらしいものでありました。

このたび本市も由利本荘市となり、種々の行事等も合併され、今までと違った規模・内容となっているものと思われ。提案の花火大会においても、旧町で行われておりました花火大会も合併をし1カ所で開催されれば、大仙市よりは若干見劣りするかもしれませんが、変わった大型の花火大会になるやもしれません。そのような方策で開催されるような体制はつくられないのでしょうか、当局のお考えをお聞きいたします。

(3)の海水浴場の有効利用について、お伺いいたします。

由利本荘市で海岸線に面している海水浴場に本荘マリーナ海水浴場があります。交通手段もよく、駐車場も大型も含め多数の車の駐車が可能であり、毎年多数の海水浴客が訪れております。今ある施設は、海水浴場とマリーナのみであります。近年、特に要望の多い砂浜を利用したビーチバレー、ビーチサッカー——これはサッカーではなくて足だけでやるバレーボールみたいなものであります——があります。これは、コートを設置費用も少なく、誰でも楽しめるスポーツでありますので、設置方をご検討願いたいものと思いますが、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、本荘南中学校・矢島中学校・西目小学校の校舎改築と各施設の建設の年次計画について、お伺いをいたします。

近年、少子化により子供たちが少なくなっている現状から、各校の改築には慎重に吟味して取り組んでいくことと存じますが、その他の各施設建設の年次計画をお知らせ願いたいと存じます。

ちなみにソフトボール専用球場の完成はいつごろになるのか、お伺いいたします。

大きい6番目、最後の項目です。本荘地域内道路の整備とケーブルテレビ網について、をお伺いいたします。

平成19年秋田国体を目指し完成されます日沿道については、着々と工事が進んでいることにつきましては、関係各位に感謝と敬意を表するものであります。一日も早く完成されますよう心からご祈念を申し上げたいと存じます。

私がお聞きいたしますのは、予定されております本荘地域内道路、石脇通線と由利橋

通線、また、由利橋の架け替えについてもお聞かせ願いたいと存じます。

道路の年次計画についても、わかっている範囲で結構ですのでお知らせ願いたいと存じます。

最後になりますが、論語の言葉に「信なくば立たず」という言葉がございます。まさに市政の運営の基本は、職員の和であり、職員の知恵であり、また職員のアイデアの活用であると思っております。柳田市長におかれましては、今までの行政経験を十二分に発揮されまして、市民に信頼され、かつまた希望を抱かれる市政運営に全力投球で行政執行をなさっているとは思いますが、今般の一職員の不祥事、再開票問題等が発生し、必ずしも市民に信頼されている行政とは思いがたい点があるように思われます。綱紀粛正に努め、市政発展のために全身全霊をもって頑張ってくださいますことを心からご期待を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴いただきましてありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 佐藤議員、ケーブルテレビ網については…。

23番（佐藤俊和君） ケーブルテレビ網については、旧大内町がケーブルテレビを行っております。そしてまた光ファイバー通信が旧由利町、旧鳥海町ですか、やっております。ただ、残された地域ですね。そのケーブル網をどのように考えておられるのか、ケーブルテレビにするのか、それとも光ファイバー通信にするのかをお伺いするものであります。

大変失礼しました。以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤俊和議員のご質問にお答えする前に、佐藤議員には、旧本荘市の議会議員として、この議場でご質問いただき、また、お答えもいたしました。今回、由利本荘市の議員として佐藤議員からご質問をいただくということは、私にとってまことに感慨に絶えないところであります。しかも新市の市長としての私に対しての思いやり、激励を賜りまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

それでは、質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援と高齢者福祉、（1）の子育て積極支援策として認可外保育所への対応は、についてお答えします。

本市では、25の認可を受けた保育所が運営されており、2,500名を超える乳幼児が入所しております。

ご承知のとおり、由利本荘市発足後、保育料を国基準の35%程度の水準に引き下げ、従来のすこやか子育て支援策の改正に伴う保護者負担額の軽減とあわせて、子育てに係る保護者の負担の軽減を図っているところであります。

また、乳幼児の医療費につきましても、合併後、所得制限を撤廃し、すべての就学前児童の医療費を無料としているところであります。

なお、県においては本年8月より、ゼロ歳児、非課税世帯を除き、1件当たり上限1,000円の一部自己負担制度を導入しておりますが、これについても市単独で補助をし、医療費の無料化を維持しております。

認可外保育所についてであります。本市には、保育を目的とする施設で県知事の認

可を受けていない施設が1カ所設置されています。

しかしながら、本施設は、児童福祉法に基づく認可外保育施設設置の届け出がされ、県による指導監督を受ける対象施設となっており、現在、約20名の乳幼児が入所しております。

保育料については、運営団体が独自に設定しておりますが、認可保育所と同様、県のすこやか子育て支援事業による、第1子ゼロ歳児、第3子以降無料制度、本年8月からの保育料の軽減対策、ひとり親家庭児童の保育援助事業についても対象となっております。

また、本市独自の施策として、入所児童1人当たり月額5,000円を助成しているところであります。

施設運営に対しましても、月額3万円を基本として支援しております。

また、県の補助対象事業として、入所児童や調理員等の健康管理費及び施設の消毒等に係る経費について助成しており、本年度当初予算で61万7,000円を計上しております。

子育て支援対策は重要施策であり、財政的な課題はありますが、将来の本市を担う子供たちを健全に育てることが重要であり、市民全体で子育てを支援する体制のもと、当面は現制度を継続してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

次、(2)の本市の特別養護老人ホームにおいて、施設補助を申し出ている施設と申し出していない施設の状況についてであります。

このたびの介護保険法改正に伴い、10月から特別養護老人ホームなどの居住費と食費が保険給付の対象外となり、利用者の方に負担していただくことになったものですが、これは現行制度では、同じ要介護状態でも在宅生活の方と施設に入所されている方では費用負担が大きく異なっていることから、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう見直しが行われたものであります。

ただし、所得の低い方については、負担の限度額を設定するなど、過重な負担にならないような施策が講じられております。

その施策の一つとして、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があり、社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホームや訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスについて、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補う仕組みとなっております。

この制度は、市としても実施しておりましたが、法改正に伴い、10月からは介護保険の保険者である本荘由利広域市町村圏組合において要綱を制定して実施することになり、9月に市内の全事業所に対し制度の趣旨と実施の協力依頼の文書を発送しております。

これにこたえて11月末において、市直営の鳥寿苑、東光苑の2施設を初め、市内のすべての特別養護老人ホーム8施設から実施の申し出があったと報告を受けております。

次に、(3)市営・広域営・公設民営の雇用と比率についてお答えいたします。

初めに、市営の特別養護老人ホームに配置されている正職員の比率を申し上げます。

東由利地域の東光苑では63%で、鳥海地域の鳥寿苑では35%となっております。

また、市営以外の施設では、本荘由利広域市町村圏組合立の広洋苑で56%、公設民営施設として由利本荘市社会福祉協議会で運営しております、由利地域の白百合苑では48

%となっております。

市営の施設については、これまで各町それぞれで運営を進めてきた経緯もありますので、今後は、施設の運営上の問題などが無いのか検討し、また、臨時職員の雇用形態についても実情等を調査しながら対応していかねばならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、大きい2番の担い手を生み出し、アグリビジネスを促し農林水産業を総合産業にすることについてお答えしますが、本市における認定農業者の推移は、平成13年度743人、平成14年度788人、平成15年度826人、平成16年度913人と年々ふえておりますが、農家数5,577戸に対し、16.4%とまだ低い水準となっております。

平成19年産から実施される経営所得安定対策等大綱において、担い手を認定農業者と集落営農に限定されたことにより、これらの担い手の育成が急務となったことから、今年度設置した担い手育成総合支援協議会で、担い手の育成・確保方針及び数値目標等の内容とするアクションプログラムを作成するとともに、JA秋田しんせい農協と連携を図り、積極的に集落座談会を開催し、認定農業者制度や集落営農への取り組み方について周知し、新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、生産から加工・流通まで組み合わせた総合的なアグリビジネスは、農産物に対し付加価値を加えて、一層のブランド推進を進めるものであり、地産地消の推進や特別栽培米の拡大など多様なアグリビジネスに対応した生産体制の構築に努めてまいります。

次に、漁港管理の統一化についてであります。

松ヶ崎、西目の両漁港は、毎年漁獲期を迎えるころに漂砂が港の航路をふさぎ、出漁に支障を来しているのが現状であります。これに対処すべく、これまで西目漁港では機械を借り上げて対応し、松ヶ崎漁港はしゅんせつ工事により堆積した砂を処理してまいりましたが、工事によるしゅんせつの場合、発注までの事務処理に時間を要し、対応が遅れぎみであったことは、ご指摘のとおりであります。このことを踏まえ、来年度からは松ヶ崎漁港につきましても、しゅんせつの時期や方法について採取業者とも協議し、より迅速な対応に努めてまいります。

いずれにいたしましても、漁船の出漁に支障を来さないよう、今後とも漁港の管理には万全を期してまいりますので、ご理解お願いいたします。

次に、大きい3の産学連携で技術力を高め、起業の積極支援についてお答えいたします。

情報産業の急速な発展や経済のグローバル化は、製造拠点の海外進出を加速させ、企業経営者や雇用環境に大きな影響を及ぼしました。

国内経済は、大手企業の収益改善等により、景気は全般的に回復基調にあるとはいえ、地域経済においては依然として足踏み状態が続いております。

このため、市では、企業誘致活動や既存企業への制度融資等による支援を行うとともに、新たな分野にチャレンジする起業家を支援するため、ベンチャー起業支援事業補助制度を設けております。これは、新規性及び先駆性のある新製品や新サービスでの創業及び新技術開発成果に基づいて新規事業が対象となるものであります。

また、本荘由利産学共同研究センター内にある本荘由利地域中小企業支援センターでも新規創業や商品開発に向けた支援を行っているほか、秋田県でも新規創業者に対する

支援策として、独創的創業支援事業による補助制度を設けております。

いずれにいたしましても、当地域には、すぐれた技術や設備を有する企業が多く集積しており、これら企業と県立大学や産学共同研究センターとも連携を図りながら、新規起業や既存企業への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に大きい4番の、鳥海山を初め、地域資源を生かし、全国・海外から訪れる周遊滞在の郷についての(1)周遊滞在の郷についてであります。鳥海高原地域では、自然に触れ合う観光地として、合併前の関係各町で施設整備を行っております。この地域に滞在してもらうためには、それなりの魅力や体験メニューが要求されるところであります。

現況では、温泉を利用し、心身を癒していただいたり、キャンプや高原部のケビン等の簡易宿泊施設に宿泊し、静かな自然の中でリフレッシュしていただいております。

鳥海高原地域は、冬期間も楽しめる施設機能を持つことが誘客に直接つながるものがありますので、ご質問の鳥海地域総合ミュージアム構想も、周遊滞在型観光を推進するための拠点施設と位置づけたいと考えております。

なお、平成18年度に観光振興計画の策定を予定しておりますので、施設の内容等詳細について検討を加えてまいりたいと存じます。

本市への外国からの観光客は、まだ少数と思われませんが、県では韓国からのモニターツアーを行うなど誘客活動を行っており、本市といたしましても、交流レセプションに出席し情報収集に努めているところであります。

海外からの観光客も今後は徐々に増加していくものと思われしますので、本市といたしましても、観光案内や誘導看板等にローマ字を併記するなど、対応してまいりたいと存じます。

次に(2)花火大会についてのご質問であります。合併協議のすりあわせにおきまして、各地域のイベント・行事は、当分の間現行どおり行うと協議がなされておりますので、平成18年度につきましては、おおむね例年同様の行事が催されることと思っております。

花火大会につきましては、岩城地域で行っております「日本海洋上花火大会」と本荘地域の「本荘川まつり花火大会」があります。このほか「やしま夏まつり」「由利高原まつり」「芋川祭り」「黄桜まつり」でも打ち上げられております。

今後の花火大会のあり方につきましては、ご提案のような見直しを含め、観光協会を初め関係団体とも開催方法を協議してまいりたいと存じます。

次に(3)海水浴場の有効活用についてであります。市内には、道川、本荘、西目3カ所の海水浴場があります。ビーチバレーは、道川海水浴場を会場に秋田テレビの主催により全県ビーチバレーボール大会が行われており、本市も協賛いたしております。

海水浴場へ来たお客に多様なレジャーを満喫していただけるよう、ご提言にありましたビーチバレーやビーチサッカーのコートの設置などを検討することも必要なことと存じますので、若い方々のご意見や要望を把握することに努めてまいりたいと存じます。

次に、5番の本荘南中・矢島中・西目小の校舎改築と各施設の建設の年次計画について、教育関係については、教育長から答弁をしていただきます。

次に、6番の本荘地域内道路の整備とケーブルテレビ網について、(1)の石脇通線

と由利橋通線の整備及び由利橋の架け替えについてであります。

日沿道の建設について、去る12月2日に仁賀保本荘道路の出戸・西目・孔雀館の3つのトンネル工事の安全祈願祭が行われるなど順調に進んでおり、平成19年の開通に向け、地域の期待がますますふくらむところであります。

さて、本荘地域内道路の整備についてであります。石脇通線については、歩行者ネットワーク整備事業として平成16年度から通学路となる自転車歩行者専用道路の整備を進めており、19年度の完成を目指しております。

同じく石脇通線の石脇新町交差点改良事業については、渋滞緩和のため右折レーンを設置するため、平成16年度に事業に着手し、18年度の完成を目指しております。

また、本荘中央地区土地区画整理事業区域内の由利橋通線については、換地作業も順調に進んでおり、当初計画の平成22年度完成に向け鋭意取り組んでいるところであります。

さらに、この石脇通線と由利橋通線とを結ぶ由利橋架け替え事業については、今年度は詳細設計を実施しており、来年度には仮橋の施工に着手するなど本格的な架け替え工事の準備を進めたいと考えており、関連するこれら事業の円滑な推進に引き続き努めてまいりたいと存じます。

次に、(2)ケーブルテレビ網の年次計画についてであります。ご承知のとおり、加入者系光ファイバー網につきましては、矢島・鳥海・由利地域が総務省より補助を受けて整備し、超高速なインターネットが可能になる施設整備を行ったものであります。

今後、この地域におけるケーブルテレビについては、これら整備済みの光ファイバー網を有効活用し、通信と放送の両分野が一体となった活用ができるよう、関係機関と協議を進めてまいります。

また、その他地域でのケーブルテレビ施設の整備につきましては、平成18年度から順次、各総合支所から伝送路を整備し、平成21年度の完成を目指すものであります。

その年次計画については、インターネット環境やテレビ難視聴解消等、各地域の実情や市民の意向を十分に検討し、年度内の策定を目標に作業を進めてまいりますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） それではお答えいたします。

5の本荘南中・矢島中・西目小の校舎改築と各施設の建設の年次計画についてでございますが、本荘南中学校・矢島中学校・西目小学校の3校は、築後39年から49年を経過していることから、早期に改築を要する重点整備校として、新市まちづくり計画の学校施設整備事業に位置づけられております。

本荘南中学校については、現在の学校敷地内での改築を予定しており、来年度には基本設計に着手し、平成22年の開校を目指しております。

また、矢島中学校建設につきましてはご案内のとおり、7月25日に矢島中高連携校建設促進期成同盟会を設立し、県や県議会に対し、早期に着手されるよう要望いたしましたところでございます。幸い、県で策定された第5次秋田県高等学校総合整備計画後期計画の中で、矢島高校の再編整備構想について、小中学校と高校が隣接する新しい形態の学

校として明示されており、少子化を考慮して、中高が連携し従来にない新しい発想のもとで、それぞれの特徴を生かしながら、教員の交流や施設の共用について、現在、県教育委員会と調整を進めているところであります。

建設に当たって、今年度は用地測量等を実施し、平成18年度には基本設計と実施設計に取り組み、21年4月には、いわゆる複合教育ゾーンとして、全国的にも先進的な中高連携校開校の運びにしたいと考えております。

また、西目小学校については、現在地に改築の予定をしており、既に基本設計を終了し、平成18年度には実施設計を行い、22年4月の開校を目指してまいりたいと存じます。

なお、3校において建築年次が重複していることもあり、これらの計画につきましては、国の事業採択を初め、本市の財政事情などを勘案した場合、実施年度や整備内容の調整が必要となることも予想されますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ソフトボール専用球場についてであります。小友荒町地区に国際規格に基づいたソフトボールグラウンド2面と管理棟、トイレ棟、照明施設を備えた(仮称)由利本荘市ソフトボール場として、9月に工事着手をし、さらに、鶴舞球場につきましてもグラウンドの改修、トイレ棟の改築にも着手しており、いずれも今年度内の完成を目指してまいります。

なお、平成18年9月には両球場において、国体のリハーサル大会である全日本総合女子ソフトボール選手権大会が、平成19年秋田わか杉国体では、少年男子と成年男子のソフトボール競技が開催されることから、整備に当たりましては万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 23番佐藤俊和君、再質問ありませんか。23番。

23番(佐藤俊和君) 1つだけお願いをいたしたいと思えます。

市長よりご答弁いただきましたこの花火大会の件についてであります。来年度も現況のままでいくというお話がございました。本荘、岩城、大内、由利、西目、この旧市・町で行ってありました花火大会の本数も当局にお話するように言っておったんですが、本荘であれば7,000発とか、岩城町は5,000発とかありましたが、その件はお答えになっておらなかったの、再度お聞きしたいと思えます。

なぜ私がこのようなことを申し上げるのかと申しますと、この花火大会の本数を総合いたしますと1万発、約2万発ぐらいにはなろうかという数字になると思えますので、予算も同じで、そういう本数も同じであるとするならば、例えば本荘ばかりでなく場所をかえて「マリーナ花火大会」、由利の鳥海高原でやるのであれば「鳥海高原花火大会」とか、いろいろなそういうネームを変えてですね、やることによって、もっとも観光客も来るのではないかなと、そう思って再質問するわけですから、どうかひとつ。例えば隅田川花火大会でも2カ所から1万発ずつで2万発、このような花火大会が長岡でも全国花火大会…。大曲の花火大会は競技大会ですから、大変全国的にも有名なわけですが、本荘の場合は競技ではない、本当の鑑賞する花火大会でありますから、マスターベーション的な考え方ではなく、大きい見地を持って、そういう花火大会を企画してはどうかということをお聞きしたいと思えます。

議長(井島市太郎君) 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えしますが、花火の本数は1万7,200発だそうです。ちなみに玉の大小は別として大曲が1万5,000発、秋田が7,000発だそうです。

ところできょうは加藤議員もいらっしゃいますが、昨年、岩城町の洋上花火にお招きいただき、見てまいりました。ことしも由利高原の花火、大内の芋川の花火を拝見しましたが、「市町村合併によって私のところの花火はどうなるのか」「なくさないでくださいね」と、こういう話でした。特に去年は私が市長選に出るも出ないもわからないのに「なくさないでください」と。「はい」とも言えないし言葉を濁してきましたけれども、みんながそういうふうに今ある花火を続けてほしいなというのが地元の希望でありました。

ところで、今のこの花火について、それぞれの行政で負担するもの、あるいは賛助的に企業が助成するものなど、そこで花火大会の経費がつけられているわけなんです。ですから今後は、そうした観光協会だとかそういう方々の意見も十分に伺わなければならないなど。そして今度、新市一本になったので、今までは各町だから、町には助成というんでしょうか、賛助会員で出すけれども、「今度こんなにたくさんあるんだから、一本になったんだから、私は花火大会は一つのところにしか出せないよ」というふうなこともあり得ると思います。佐藤議員のおっしゃることはよくわかります。これからも、その地域地域で今までどおりなのか、どうすればいいのか、少し研究課題とさせていただきたいなと思っています。今、「大曲の花火よりも由利本荘市の花火が1万5,000発で、2,200発も多い」と言うと、この辺なんか皆さん方もおおいにPRされるとびっくりされると思います。いずれにいたしましても、これは研究課題でございますので、ひとつご理解いただきたいと思っています。

議長（井島市太郎君） 23番佐藤俊和君、再々質問ありませんか。

23番（佐藤俊和君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、23番佐藤俊和君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。20番佐藤勇君の発言を許します。20番佐藤勇君。

【20番（佐藤勇君）登壇】

20番（佐藤勇君） 私は、市の行財政につきまして、そして、移動通信用鉄塔につきましての2点について、ご質問を申し上げます。

まず初めに、市の総合発展計画についてでございますが、市民の多くは、市長が公約で申しておりました8つの地域が有する特性、伝統や文化が共生し融合するまちづくり、すなわち新市まちづくり計画に沿ってまちづくりが形成されるものと期待、もしくは青写真を描いておりました。基本計画から具体的な計画へ移行することだろうと思いますが、由利本荘市総合発展計画が示されましたことに伴い、新市まちづくり計画と、この由利本荘総合発展計画とはどこがどのように違うのか。

なお、18年3月の新年度に向け計画案が示されたばかりでありまして、また今定例会中に全員協議会が開催されるということでもありますので、内容につきましては質問をいたすものではありませんが、新市まちづくり計画は円滑に遂行されるのか。新市まちづくり計画は、合併することへの基本計画であったわけでありまして。市民の多くは、そのまま実行されるものと期待感を持ち続けております。また、9月定例議会で、市長より「新市まちづくり計画遂行が地域のもろもろの格差解消になる」と答弁をいただいております。この両方についての整合については、どのように調整を図り、市民に理解を得てまいるかお伺いするものであります。

次に(2)18年度予算編成基本方針について伺います。

政府は、先月26日に2006年度予算編成の基本方針を公表しました。公共投資や社会保障などの政策経費に充てる一般歳出を、2年連続で減額の方針を示しました。一般歳出に地方交付税交付金や国債費をあわせた一般会計総額は、4年ぶりのマイナスとなる見通しであることがわかりました。それによって今すぐ直接的な影響はないものと推測いたしますが、本市の来年度予算編成については、経常経費・公共事業・地方債や市単独事業等におきまして、当初計画に比較した財政見通しはどうかをお伺いいたします。

財政いかんによって事業の縮小・整理などはないのかどうか。行財政改革イコール在来の施設の維持管理、それに携わる人件費・合理化などが想定されるわけでありまして、その中身について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、指定管理者制度移行への受け入れ体制について、お伺いをするものであります。

例えば施設管理におきまして、指定管理者制度へ徐々に移行するにいたしましても、行政側はスリムになれる面もございますが、それにかかわる職員の身分保障の問題や受け入れ側の体制については、民間業者の有するノウハウの活用や事前研修などはどうなっているのか。指定管理者としての要件、応募の見込み、そして市民に理解を得る努力についてなど、指定管理者制度導入までのスケジュールについてお伺いをいたします。

これまで、政府は住民福祉の向上と均等にサービスすることを前提に公の施設の委託に2分の1以上の出資に限定するなど、厳しい制限を課してきております。この指定管理者制度は経費削減・効率性を最重要視し、一方では住民サービスの向上を目指す自治体の公的責任を放棄し、サービスの切り捨て後退につながる懸念をも抱いているのも事実でございます。

指定管理者には、毎年事業報告書(業務の実施状況・利用状況・料金収入の実績など)その提出は義務づけられておりますが、議会への報告義務はないのであります。さらには兼業の禁止規定が適用されず、首長や議員、その親族が経営する事業者が指定される可能性もないとはいえません。

金銭の出し入れの監査を行うことはできますが、業務そのものにつきましては監査対象にならないとされているようであります。

これらのような点をどういうふうな考え方で進めてまいるか、お伺いしたいと思っております。

次に、見直し後の財政シミュレーションについて、お伺いいたします。

16年度決算で、各旧市・町持ち込みの負債額が705億3,000万円、合併特例債が使用予定10年間で約495億円と平成21年度期限切れの過疎債が89億円、10年後の公債金、借金

残高は約942億円にのぼります。平成17年度見込みが732億6,000万円、平成22年度は966億円と予想されます。

本市の公債費比率は、10年後も18.2%。18%を超えるものであります。経常収支比率は、理想をはるかに超え初めから88.9%を超えるものであります。10年間ほとんどそのままでございます。

さきの9月定例議会におきまして、新市建設計画での向こう10年間の財政計画があまりにも硬直度きわまりなきところをただしましたところ、財政の見直しをする旨の市長の答弁がありました。財政見直し後の財政計画シミュレーションをご提示願うものであります。

終わりに、大きい2でございますが、移動通信用鉄塔施設整備事業について、お伺いいたします。これは携帯電話用の鉄塔でございます。

来年度の予定箇所と今後の実施計画についてでございますが、移動通信用鉄塔施設整備事業は、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るためや地域住民の利便性の向上、そして社会経済活動の活性化に貢献するものであると言われます。現在は固定電話より移動通信の携帯電話の使用が大幅に上回っている現状や、また地域の若い方たちの要望の声が大きいことを踏まえまして伺うものであります。携帯電話の不感地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、総額経費の国が2分の1、県が5分の1、市町村が10分の3の補助と負担で整備するものであります。若い方々はケーブルテレビ以上に携帯電話の使用不便を訴えているのであります。来年度の予定箇所と今後の計画についてお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、佐藤勇議員のご質問にお答えします。

初めに、1の市の行財政についての（1）市の総合発展計画についてであります。ご案内のとおり、新市まちづくり計画の主要事業につきましては、合併協議により策定されたものであり、市といたしましては、この実現に向けて鋭意努力しておりますが、財政状況等の情勢の変化により、事業の内容に変更、または新規取り組みの必要が生じた場合は、議会の審議をお願いしてまいります。

また、現在、新市まちづくり計画を基本としながら、市政運営指針である由利本荘市総合発展計画の策定作業に取り組んでいるところであります。

新市まちづくり計画が策定されてから約1年半余りが経過しており、社会経済情勢の変化等を勘案しながら、より地域の実情に即した計画にするため、各総合支所ごとに主要事業の見直し作業を行い、新市まちづくり計画と連動した総合発展計画となるよう調整してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次、（2）の18年度予算編成方針についてであります。総務省が示した平成18年度地方財政収支仮試算によりますと、引き続き三位一体改革を進める中で、国庫補助負担金の廃止・削減や地方交付税総額の抑制方針を示しており、地方財政においては、地方交付税、地方税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額は、前年度並みとしております。

その後、小泉首相も地方の意向に沿った形で改革を断行すると明言しているものの、国庫補助負担金の削減問題は、生活保護費を対象とせず、児童手当や児童扶養手当などの削減による数字あわせで政府・与党の合意がなされましたが、年末に決まる地方交付税の取り扱いを含め、税源移譲の見通しは依然として不透明な状況にあります。

こうした状況下における、本市の平成18年度一般会計予算編成は、極めて厳しいものがあります。

その大きな要因としては、合併初年度の本年度は、旧市・町の持ち寄り予算であり、その財源として財政調整基金などの基金28億4,000万円を繰り入れて編成したものが、現時点で来年度に見込める基金繰入金は10億円程度であることから、経常経費分として約30億円の財源不足が懸念される状況であります。

予算編成に当たっては、経常的経費について、前年度の実績見込額の90%を要求限度としたほか、公共事業についても、費用対効果及び事業の優先順位を精査をするとともに、市総合発展計画における位置づけを明確にして調整を図ることとしております。

また、維持工事など市単独事業についても、前年度当初予算額の90%をシーリングとしたところであります。

地方債については、交付税算入等財源措置のある有利な地方債を活用するなど基本としております。

しかし、合併自治体の財源支援とされた合併特例債は、その適債要件に係るハードルが高いこともあり、市単独事業の整理・縮小が余儀なくされ、真に緊急かつ必要な事業に限定せざるを得ない状況にあります。

以上が、予算編成方針の基本としたところでありますが、現在、編成作業の最中であり、具体的な数値を示すことができないので、ご了承願います。

次に、行財政改革の中身についてであります。在来の施設の維持管理等につきましては、指定管理者制度の導入などを協議・検討しているところであり、運営体制について再検討を加え、コストの縮減に努めてまいります。

次に、(3)の指定管理者制度移行への受け入れ体制について、お答えいたします。

指定管理者制度については、平成18年4月1日に一部の施設に対し導入に向けて作業中ではありますが、各総合支所、本庁所管課の検討により約120カ所の公の施設について導入を考えております。

導入しようとする施設のほとんどが現在、施設の管理運営を公共的団体及び市の出資法人に委託している施設であり、管理委託から指定管理者制度への移行を図るものであり、職員の身分等には、影響を及ぼすことはないものと考えております。

また、受け入れ側の体制について、指定管理者の申し込みが予想される現在の管理受託者は、施設管理のノウハウは十分備えており、また、公募により新規に参入する団体等については、類似した業務の経験を有することが応募条件となっております。

なお、候補者選定については慎重な審査のもとに進め、指定管理者としての適正について、判断してまいりたいと考えております。

指定管理者制度については、12月中旬発行の広報、また、市のホームページ等で市民に対し周知を行い、募集については、来年1月中旬までには、公募参加希望者を対象に施設の現場説明会を実施し、その際に、募集要項、仕様書等により、指定管理者として

の要件を提示してまいりたいと考えております。そして、3月には議会の議決を経て決定してまいりたいと存じます。

なお、施設を利用される市民にとっては、指定管理者制度を導入しても、今までと何ら変わりなく利用できますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(4)の見直し後の財政シミュレーションについて、であります。

9月定例議会で佐藤議員にお答えいたしましたように、現在の財政計画は、合併に伴う経費節減効果、国及び県による財政支援等を反映させて、新市まちづくり計画の一環として策定したものであります。

この新市まちづくり計画については、本年度の実績を踏まえ、計画の見直し作業を行っておりますが、それと並行して追加提案の予定であります由利本荘市発展計画の基本構想案に基づいて、今年度末に策定する基本計画とあわせた財政計画の策定が必要となつてまいります。

その策定に当たっては、総合発展計画に盛り込まれた各事業を反映した上で、中長期的な財源調整を図りながら財政シミュレーションを行うことから、現在、その事務作業中でありますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に大きい2番の移動通信用鉄塔施設整備事業についての来年度の予定箇所と、今後の実施計画についてであります。移動通信用鉄塔の整備につきましては、原則的には携帯電話事業者がみずから整備することになっておりますが、過疎地域の格差是正を図るため、ご指摘の平成13年度以降、国の補助事業による移動通信用鉄塔は、これまで各地域で5カ所建設しております。

また、本年度は、岩城地域に2カ所、由利地域に1カ所、計3カ所の鉄塔を整備する計画で、来年3月の完成を目指しております。

平成18年度につきましては、県情報企画課によりますと、県内各市町村から24カ所の要望が出され、このうち携帯電話事業者が参画の意志を示したのは8カ所とのこととなります。

本市関係では、岩城地域と大内地域の4カ所の不感地域を要望しておりますが、今のところ1カ所だけのようで、事業採択は非常に厳しい状況となっております。

次に、使用不可能・不便地域の調査マップについてであります。携帯電話事業者が定期的に公表しているエリアマップに基づいた図面を作成し、情報政策課に備えつけております。

本市の通話可能な地域は、鉄塔の整備によりまして順次拡大されてはきておりますが、依然として山間地域等においては不感地域が存在している状況となっております。

しかしながら、携帯電話は通常の通信手段としてはもとより、緊急時や災害時の連絡手段としても重要な役割を担っているものと考えますので、今後とも国や県を通じ、携帯電話事業者と連携をとりながら、格差なく携帯電話サービスを楽しむよう利用環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 20番佐藤勇君、再質問ありませんか。20番佐藤勇君。

20番(佐藤勇君) 要するに合併協議会で立ち上げました新市まちづくり計画は、予定どおり行うことができないといえますか、修正をしていかなければならないという答

弁と受けとめました、それで結構ですか。

議長（井島市太郎君） 佐藤議員、再質問はこれで終わりですか。

20番（佐藤勇君） はい。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えしますが、新市まちづくり計画、修正しなければならないのかというご質問でございますが、合併協議会のときとまた情勢も変わっているところもございます。それで、新市として発展していくためには、合併協議会で決まったことをそのままやることは不都合な場合もあり得ますので、そうした情勢を判断しながら、修正しなくてよければそのとおりにやりますし、やっぱり修正するべきだというふうな判断に立てば、そういうことで修正も加えることもあり得るということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 20番佐藤勇君、再々質問はありませんか。

20番（佐藤勇君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、20番佐藤勇君の一般質問を終了します。

次に、2番今野晃治君の発言を許します。2番今野晃治君。

【2番（今野晃治君）登壇】

2番（今野晃治君） フォーラム輝を代表いたしまして一般質問を行わせていただきます。

通告いたしました項目に沿って質問するわけですが、その前に、その質問するに至った背景、私の所管を若干述べまして、順次質問に入りたいと思います。

地方分権の進展は、グローバル地域社会の進展でもあります。地域の生き残りをかけ、その総合力が問われる競争の時代を迎えているのであります。そこには自己決定・自己責任のもと、地域の自立を実現するための改革を求められ、その結果は地域住民の生活に直結します。ゆえに地域行政は、地域固有の資源を生かし、個性ある地域づくり政策を市民に提示し、限りなくその実現と結果に責任を負うこととなります。

グローバル地域社会の進展は、市民個々のライフスタイルや価値観の多様化の進展でもあります。市民のさまざまな要望と負託にこたえるには、各行政部局を専門家集団に変える行政機構改革は避けられないと考えるものであります。

合併し、由利本荘市になりましたが、少子高齢化・過疎の進展、長期不況による生産人口減と、多額の負債を抱えての財政の悪化、社会福祉制度が揺らぎ、制度維持するための高負担を住民は強いられ、来年以降の定率減税廃止による負担増に加え、さらに消費税率引き上げの増税論議も本格化するなど、住民の生活不安定化に追い打ちをかけられようとしている情勢に変わりありません。

この厳しい地域社会情勢を解決し、地域の活性化に希望を見出せる手だてとしては、地域経済の活性化を図る方法しかないと思うものであります。付加価値をつける産業の活性化なくして景気回復はなりません。それは、基幹産業である農林水産業と製造業の再生と振興にあります。これを突破口として観光産業の育成と第3次産業の復興が可能となるものと認識しているものであります。

今12月定例議会の冒頭、由利本荘市総合発展計画を策定中との柳田市長の報告があり

ました。合併協議会で合意した新市まちづくり計画は、産業振興による地域経済活性化なくして実現できないのであります。地域産業の支援・育成と振興に、より多くの財政出動を含む行政の力点を傾注するべきと考えるものであります。その観点から、産業振興政策と、それに伴う雇用政策に関する市長の所信をお伺いいたします。

1. 産業振興政策について。

(1) 農林水産業の活性化対策について。

の農業が産業として自立できる振興政策について、お伺いいたします。

米政策の変更が地域の稲作農家と集落社会崩壊の危機とまで言われているように、大きな影響を与えております。本市基幹産業の大部分を占める稲作農業にとって、競争型農政の中で、地域間競争に負けない支援政策はどうあるべきかを問われているのであります。

全国米穀取引・価格形成センターの11月25日の公表によりますと、今年度、県内産あきたこまちの平均落札価格は1万4,950円、前年同期に比べて5.7%減の896円を下回り、歯どめがかからない情勢であります。

また、来年度の生産目標数量、秋田県分は49万7,290トンで、前年比5,380トン減、面積に換算しますと約900ヘクタールとなる。このことから営農における最大のネックは、年々下落し、コスト割れを既に起こしていると言われている米価と、生産数量割当て制度への変更にあると思うものであります。少子高齢化、人口減少、地方にあっては過疎が進み、1人当たりの米消費量の激減など、状況の好転を見出すことができないまま、米販売農業地帯にあって、販売数量実績による数量割当量しか米づくりができないことにあります。営農可能ならしめるためには、抜本的な米価価格補償制度の確立と、農家の所得安定が急務であります。市長のお考えをお伺いいたします。

農政の大転換となる国の経営所得安定対策等大綱が、ことしの10月下旬に策定され、同対策の対象となる担い手要件が決まりました。新対策の対象になるよう、集落営農化を短時間で進めるためには、行政側の支援体制を強化する必要があるのではないのでしょうか。多くの農家を新対策の中に組み込む集落営農化や法人化は、経理事務などのさまざまな能力が求められるなど、大変困難な課題をクリアしなければなりません。

また、地域独自の米販売戦略を打ち立て、販売促進を図るべきであります。この件に関しても市長のお考えをお伺いいたします。

さらに、今以上の米以外の農作物による複合営農で農家の所得安定を図る施策が必要であります。そのためには、生産体制や加工・販売まで、農作物に付加価値をつけることで、集落営農推進によって米づくりに携われない農家の雇用と生活安定のために、生産から流通構築まで一貫した中長期支援政策を策定し、地域資源を生かした独自の地域農業振興を図るために、市行政の支援体制強化を早急に整える必要があると思うものであります。柳田市長におかれましては、どのような具体的な支援施策で由利本荘市の農業再生を図るのかお伺いするものであります。

森林整備地域活動支援交付金制度の課題についてお伺いいたします。

林業の現状は、木材価格の低迷や山村の過疎化、林業従事者の減少、高齢化、不在村地主の増加など放置森林がふえ始め、林業活動は停滞から休止状態に陥っております。

そこで、国は平成12年に森林・林業基本法を制定し、平成14年度から5年間で森林整

備地域活動支援交付金制度を創設。森林の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現状調査や、その他の地域における活動に対し、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の交付金が交付される制度であります。

当事業も4年を経過しようとしておりますが、間伐等の森林整備推進にその事業実績と効果が大きいと林家に好評であると聞いております。また、市が所有している公有林も条件がクリアした場合、その対象になると聞いております。

森林整備促進には、5年目以降も存続を切望されておりますが、国・地方の財政難が制度存続には厳しい状況にあるやに聞いておりますが、森林整備促進に関する市長の、この制度への対応を伺うものであります。

林業においては、ここ30年間で実質価値が20分の1以下になっており、また、農家林家の兼業化や非農林化が進むと同時に世代交代が進み、ますます機能しない山林がふえ、生産、保育活動は停滞状況にあります。木材が安定的に流通し、雇用の場が確保され、林家所得の向上・安定がなされ、なおかつ森林の多面的機能を十分に発揮させるための施策、例えば、地域産材の公共事業への積極的な使用のための特区など、林業活性化対策についての市長の所信をお伺いいたします。

市の林業行政を見るに、2年から3～4年での担当者の定期異動が常であり、例えば、合併により膨大な面積に膨らんだ市有林の長期的な管理や、計画的に適切な施業が行えるだろうかと心配する声が聞こえてきます。造林関係の補正予算は厳しいと認識しておりますが、今後創設されるであろう環境税が創設された場合、それなりの予算がつき、今叫ばれている環境保全のための森林の保育管理が必要となります。現在の状態で対応可能なものなのか、もしくは専門家集団、団体等に委託するのか、市長のお考えをお聞きいたします。

水産業振興政策における各種養殖事業の現状と対策についてお伺いいたします。

観光を新市産業の一つとして活性化させるため、豊富な観光資源を生かし、広域的観光ネットワークづくりを推進するには、地域環境拠点の特産品が大きな効果を発揮します。

旧西目町では、単独事業としてクルマエビを養殖し、漁協を通して道川、松ヶ崎、西目に放流実績があります。昨年度には一部を放流しないで越冬養殖し、成功したと伺っております。また、松ヶ崎地区には漁礁を設置し、アワビの稚貝を平成9年度から16年度まで1万4,645個を放流し、順調に養殖されていることが確認されております。さらには旧岩城町では、平成10年度から沿岸漁業構造改善補助事業として、まだ養殖が確立されていないようですが、ヒラメ養殖に取り組んでいるとの説明を6月の産業経済常任委員会の現地調査で説明を受けてございます。

これらの海産物を、本市を訪れる観光客に新鮮な特産品として提供することは、地域の観光拠点を結ぶ広域観光ネットワークづくりに大きな貢献すると思うものであります。

ヒラメ養殖の問題点に関しては、単に養殖の技術的なものなのか、設備がらみの問題なのかの見きわめ、養殖先進地の情報収集強化と積極的予算措置で早期に養殖事業の確立を図るべきと考えます。さらに、クルマエビとアワビ養殖事業においては、積極的に資本を投下し生産増加を図り、市民に低流通コストで安価に提供できる販売網を整備す

ることで、漁業者の所得の安定とあわせて雇用創出を伴う地域漁業活性化の突破口とするべきであります。市長は、各種養殖事業をどのように本市の水産業振興政策と位置づけ活性化対策につなげていこうとしているのか、お伺いするものであります。

(2) 製造業振興策地域経済活性化についてでございます。

地域経済の活性化なくして地域の自立はなし得ません。地域経済を強化していく上で重要な役割を果たすのは地域の自治体であります。中央依存体質から脱皮できなければ、地域は衰退します。地域の活性化は、行政が自前の地域産業政策の形成能力を備え、それを実行していく力を持っている人材・組織を行政機構の中に、いかに備えられるかどうかであります。幸い、由利本荘地域は電子部品機器・精密機械・精密部品製造の集積地であります。企業誘致の前になすべきことは、高度精密加工技術・技能のさらなる集積と新技術導入を図ることなど、地場中小企業の事業拡大策を地域産業振興戦略の中に明確に位置づけ、一点集中突破で成功事例を積み重ねるべきと考えるものであります。その波及効果は、多くの起業を促すとともに、企業誘致の条件整備が可能となります。それは、企業進出に必要な部品供給と、周辺技術を補完できる地場中小企業を育て上げることとなります。そして企業誘致する上で地場製造企業を通し、圏域外企業により多くの情報収集が可能となります。

しかし、企業誘致を軸に最も成功した岩手県北上市の産業振興戦略に見られるように、企業誘致促進には情報キャッチする専門スタッフを擁し、的確な情報収集が不可欠であります。そしてトップセールスの効果をあげるべきであります。私は地元企業に在籍中に、実際にその企業誘致を見聞きしております。地域行政の熱意なくして企業誘致はなりません。地場中小企業は、バブル経済崩壊後の長期不況で、それまで嘗々と蓄えてきた体力を使い果たし、いまだにその後遺症が尾を引いております。新技術導入も新製品開発も、さらには人材育成もままならずにいるのが実態であります。そして2007年問題と言われる団塊世代の定年が始まりますが、多くの製造企業にとって長期不況が準備・対策を妨げ、技能・技術の伝承問題と、数年にわたる技術低下とコスト競争の影響と、高度経済成長期に雇用した多数の社員の退職金支払い負担が、企業業績の低下と事業活動の停滞につながるおそれがあります。それが地域経済にどの程度影響が出てくるのか。市長は、どのように地場企業の現状認識をいたしているのでしょうか。

地域製造業の活性化は、地域経済の活性化に直結し、他の産業に大きな波及効果を及ぼします。

製造業振興を図るために、産業に精通し、振興政策の立案能力と実行力を有し、産業政策において市長を補佐でき得る専門家が行政機構の中枢にすることが不可欠であります。そして地場企業と常にコミュニケーションを絶やさず、業種の動向と情勢を見きわめ、新技術導入や新製品開発などでの指導や、企業と大学との間にあって産学連携強化を従前以上に積極的に図っていくべきであります。また、産・学・官に金融機関との連携も必要と考えるものであります。

さらに連携強化のためには、学・官の情報交換や、産・学・官・金の自由な意見交換、情報交換の場が定期的で開催されることが望ましいと思うものであります。さらに世代、職種の垣根を越え、異業種、同業種を含めた基礎技術の強化と技術情報の交流など、オープンなネットワークを従前以上に積極的に築くために環境づくりをするべきであり

ます。

そこで伺います。産・学・官連携の進展をどう図るのか。地場中小企業育成と製造業振興政策の確立について。企業誘致促進対策について。2007年問題と地域経済への影響についてのそれぞれの対策について、柳田市長の所信をお伺いするものであります。

次、2、雇用対策について。

雇用・失業情勢は回復基調にあるものの、若年者を中心に依然として厳しい状況にあります。また、景気が回復してきているとはいえ、企業はコスト削減の嵐の中、健保や雇用保険などの社会福祉保険負担を避け、総労務費を抑えるために新規採用を控えたり、正社員からパートタイマーや派遣労働者などに置きかえる動きが見られ、多様な形態で働く労働者が急増しています。本来労働者がライフスタイルにあわせて自由な意思で働き方を選択するものであり、少子高齢化が進む現状においては適合するものであります。現実には正社員と非正社員との間には大きな処遇格差があります。

こうした現状を放置したままでの短時間労働者の増加は、低賃金労働者や貧困勤労世帯の増加を招き、社会福祉制度の崩壊と地域社会の活力まで失われていく恐れがあります。

柳田市長は、地域での就労形態の多様化の進展をどのように把握し、認識しておられますか。就業形態の選択が、多様な価値観を実現するためのものとなる均等待遇制度の法制化を、全国市長会や、あるいは県への働きかけを強化し、国に対して強く要望すべきものと思うものであります。

また、県では多様な働き方の導入が進むよう、企業に対して「多様な働き方導入支援アドバイザー」の派遣を行っていると聞いております。県と連携し、地域企業労使に導入の働きかけを強めてはいかがでしょうか。地域内の深刻な失業者、新規学卒未就職者に対し、職業能力開発等の再就職支援・若年雇用対策を従前にも増して充実させることが望まれています。就業機会の拡大と就職促進を図るために、国・県の支援策に加え、市独自の雇用支援対策も必要であると思うものであります。柳田市長は、どのように就職促進を図るのか、その対策をお伺いいたします。

このたびの市議会議員選挙期間中において、8地域の特に高齢者の方々からこぞって訴えられましたのは、「若い方々がこの地域に定着していただけるよう、働く場をつくってほしい。このままでは、若者が地域から出て行ってしまう。子供も一緒にいなくなる。老人だけが取り残され、いずれ集落が消滅する」と。何のために8地域が合併したのでしょうか。深刻な問題であります。

由利本荘市には、本荘・鳥海・東由利・大内・矢島・由利の6地域に工業団地があるのであります。市民の生命や生活にかかわる福祉・介護、環境保全、教育・保育、ものづくりなどの分野を中心、公的・社会的分野の拡充と民間企業の進出を支援する政策を打ち出すべきであります。柳田市長の見解をお伺いいたします。

また、これらの分野が緊急雇用から安定的な雇用就業につながる具体的な施策へとアクションプランを作成し、早期に行動に移すべきと思うものであります。

(1) 就労形態の多様化進展と労働条件格差について。(2) 雇用促進対策と地域活性化への影響について。この2点について、さまざまな問題、課題がございます。柳田

市長におかれましてはどうか認識され、どのような対策を考えているのか伺いたします。
よろしく御答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今野晃治議員のご質問にお答えします。

初めに、1、産業振興政策について（1）の農林水産業の活性化対策について、その農業が産業として自立できる振興政策についてであります。農産物価格の価格低迷が続く中で、米・大豆など土地利用型作物においては、中小規模の農業経営を維持することは困難な状況にあります。規模拡大による担い手の育成が喫緊の課題となっております。

このため、今後の施策においても、一定規模以上の認定農業者と集落営農組織が、担い手として重点的に支援する対象に位置づけられております。

これら担い手の育成に当たっては、各集落内で「誰が地域の農業を担うのか」の話し合いをもとに担い手の明確化を進めており、個々の認定農業者だけでは地域農業を維持できない集落においては、集落営農の組織化を重点的に進めてきております。

また、市場原理の導入やWTO農業交渉においては、関税率削減などの市場アクセス拡大が求められており、今後、米価の最低保障など、全農家を対象とする農産物の価格保障政策は維持できない状況にあります。

このため、農業機械の共同利用によるコスト低減や施設園芸などの収益性の高い複合部門の生産拡大により、農家所得の補てんができる施策推進に努めてまいります。

こうした中で、本市の基幹作物である水稲については、JA秋田しんせい農協と連携して、消費者ニーズに対応した地域独自の流通ルートを確立するため、土壌改良材の使用による土づくり実証米の生産拡大を行い、由利本荘米の付加価値を高め、一層のブランド推進を進めるとともに、地産地消の推進や特別栽培米の拡大など多様なアグリビジネスに対応した生産体制の構築に努めてまいります。

次に、の森林整備地域活動支援交付金制度の課題についてであります。森林は木材生産のみならず、国土の保全・水資源の涵養・市民の保健休養の場・地球温暖化防止など多面的機能を有しています。このため、いつまでも残したい貴重な財産であり、豊かな水と緑を守ることは大切なことと考えております。

しかしながら、現在の林業を取り巻く情勢は、外国材の輸入による価格の下落や高齢化等による担い手不足など、厳しい状況にあることはご案内のとおりであります。

森林整備は、林家の自助努力にも限界があることから、国・県の造林補助金に市単独補助金のかさ上げを実施するとともに、森林所有者が山の手入れを進める上でかせない地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金事業を平成14年度より取り入れ、林家の負担軽減に努めております。

今年度は、162協定を結び、1億2,664万2,000円を交付予定であります。この事業は平成18年度で終了しますが、林家の整備意識向上や、作業道、歩道の手入れ、間伐等の森林整備が確実にされるようになるなど、効果も大きなものとなっております。平成19年度以降の次期対策に向けては、制度の延長や内容の拡充等について、市長会などを通

じて要望活動を強く進めておるところであります。

民有林の整備促進を図るには、森林組合を初めとする事業者との連携による施業の集約化や機械化の促進、路網整備などによる生産コストの低減を図る必要がありますが、同様に、市の基本財産である市有林につきましても、長期にわたる管理を計画的かつ合理的に行う必要があります、その手法を検討してまいります。

また、木材需要拡大のためには、消費者のニーズに対応した品質確かな製品を安定して供給できる体制整備が必要であり、現在秋田県では、乾燥秋田杉の認証制度が実施されております。当地域でも人工乾燥施設による認証製品の生産が行われており、乾燥秋田杉のブランド化が、地域林業の活性化に寄与するものと考えております。

今後も森林保全と林業活性化につきましても、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、水産業振興政策における各種養殖事業の現状と対策について、お答えいたします。

これまでの「とる漁業」に加え、「つくり育てる漁業」の推進を目指し、岩城地域のヒラメの養殖事業、松ヶ崎地区のアワビの増殖事業、西目地域のクルマエビの中間育成事業を展開し、水産業の振興と漁家所得の向上を目指してきたところであります。

岩城地域のヒラメにつきましては、これまで取水する海水温度の影響から病気が発生するなどし、大量販売には至っておりませんが、平成19年度に開港する道川漁港内に取水口を設けることで、安定した温度の海水を取水し、病気の発生を防ぐことができれば、販売の拡大につながるものと期待しております。

松ヶ崎地区のアワビにつきましては、平成9年度から種苗を放流しながら潜水調査を行い、アワビの成長を確認し、確かな手ごたえを感じており、今後は種苗放流数をふやすことで、漁獲の増大につながるものと期待しております。

また、西目地域のクルマエビにつきましては、これまでは施設において中間育成を行い放流するという過程を踏んでまいりましたが、昨年初めて一部の越冬に成功し、夏場には商品サイズまで成長したところであります。この越冬させたクルマエビを西目港まつりや第1回由利本荘市米まつりで販売したところ、大変な好評を博しましたし、今年度も既に越冬に向けた準備を進めており、より付加価値を高めた商品としての販売が大いに期待されております。

このように、これまでの研究や努力の成果が徐々にあらわれてきており、この水産資源が地域の目玉商品となるよう、さらなる研究を重ねながら水産業の振興を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2) 製造業振興政策と地域経済活性化について、の産・学・官連携の進展をどう図るか、の地場中小企業育成と製造業振興政策の確立については、関連がございますので一括してお答えいたします。

電気機械器具製造業が数多く集積する当地域にとりましても、企業による製造拠点の海外シフト化は、地域経済に大きなダメージを残しました。これまで地域を支えてきた中小企業の活性化は、地域経済の再生であり、また、雇用環境の改善にもつながることから、各種制度融資の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら中小企業の支援に努めております。

一方、産・学・官連携に向けて、市では県立大学の研究発表会等への参加による大学側との交流や、産学共同研究センターと連携した企業訪問や情報交換などを行っております。

なお、本年7月には、県立大学と産学共同研究センター及び企業経営者による産学官地域連携セッションを開催したところであります。

また、私は先月の19日と20日には、広島県庄原市において開催された「産学官連携によるこれからのまちと大学」をテーマにした「まちは大学・全国サミット・イン庄原」にパネリストの一人として参加してまいりましたが、これからも市が積極的に大学と地元企業を結びつける橋渡しを行いながら、産・学・官の連携を軸に企業への支援を推進してまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、の企業誘致促進対策についてであります。本地域は電気機械器具製造業が集積・特化した地域であります。このことから、秋田県が取得造成を行った県営の本荘工業団地については、入居対象業種を主に製造業としてその集積を目指した団地であり、本地域への誘致・立地業種は基本的には製造業を中心に集積を図っていきたいと考えております。

しかし、企業誘致に向けては、東北地域では立地件数が減少するなど厳しい状況下にあります。これまでも県が主催する秋田県と首都圏企業との懇談会や秋田県企業立地説明会などに私も出席し、機会あるごとにPRや企業訪問を行い情報収集に努めているところであります。

また、専門職員についてでございますが、県では今年度から企業の立地・誘致・誘致企業へのアフターケアを積極的に行うため、民間企業での高度な専門知識と実業界での実務経験を有する者を任期づけで採用する施策を展開しております。

本市といたしましては、今まで構築してきた企業とのパイプを継続しながら、さらには本荘由利産学共同研究センターの民間出身のコーディネーターの協力を得るとともに、企業誘致課の職員体制も含め検討してまいります。

次に、の2007年問題と地域経済への影響についてお答えします。

2007年問題は、戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代のうち、一番人口の多い1947年生まれの方が60歳の定年を迎え大量の退職者が出ることから、労働人口の減少や団塊の世代の持つノウハウの消失が懸念されているものであります。

また、労働力人口が減る反面、時間を自由に使える団塊シニアがふえることは、週末や休日以外にも町中に人が集まり、仕事優先から生活優先のモードに変わることなどのメリットも予想されます。

しかしながら、大量の退職者の発生は、企業のみならず日本の社会構造や市場にも大きな影響を及ぼすことが心配されることから、改正高年齢者雇用安定法が平成16年6月に制定されております。

これは、企業に定年の段階的引き上げや廃止、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を義務づける内容で、年金の定額部分支給年齢まで働き続けることができるようにするものであり、企業にとっても団塊の世代の持つノウハウがスムーズに次世代に引き継がれる利点があります。

いずれにいたしましても、2007年問題やその後に予想されている4人に1人が65歳以

上を迎えるという超高齢者社会の到来なども危惧されますが、戦後の復興期を支えてきた団塊の世代の知識や経験が、2007年以降も有効に活用されていくよう関係機関と連携を図ってまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2番の雇用対策について、(1)の就労形態の多様化進展と労働条件格差についてお答えします。

我が国の雇用形態は、終身雇用制度が長い間続いておりますが、経済のグローバル化やIT化の進展に伴い、企業を取り巻く環境も大きく変化するとともに雇用形態も変化してきました。

これは、企業側では、受注や納品スパンに応じた柔軟な雇用調整の実現や低額での労働力確保などが重要になってきており、働く側も短時間に限った就業や好きな時間に好きな事業所で働きたいという雇用スタイルの変化などによるものであり、パートタイムや契約社員、派遣社員などの雇用形態が今後もふえる傾向にあります。

このため、パートタイマーの雇用については、不安定な雇用関係にあるパート労働者の権利を保護し、事業主に対してパート労働者の基本的取り扱いを明確にするためのパート労働法が定められており、ハローワーク本荘でもパート労働者の雇用の指針に基づいて、各事業所への指導を行っているとのことであります。

また、雇用環境が厳しい現状にあっては、従来の雇用形態にとらわれることなく、1人当たりの労働時間を短縮しながら、多くの人で仕事を分け合うワークシェアリングの導入も雇用改善につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、関係機関と連携を図りながら、今後とも事業主に対してパートタイマー等の雇用に対する一層の理解を図ってまいりたいと存じます。

次に、(2)雇用促進対策と地域活性化への影響についてであります。ご指摘のように、若者の定住・地域経済の活性化等を図るためには雇用の創出が重要であり、企業誘致を促進するために商工観光部に企業誘致課を設置したところであります。

各総合支所管内にはそれぞれ工業団地がありますが、分譲開始済みで未入居の団地が鳥海地域の檜ノ木平工業団地、用地取得済みで未造成、いわゆるオーダーメイド方式の団地が大内地域の中田代工業団地と東由利地域の西山工業団地がございます。

これらの団地への企業の立地・誘致については、合併以前から地域出身の企業主やふるさと会等を通して誘致活動をしてきたところでありますが、昨今の経済状況の伸び悩み等で実現をみるに至っておらないのが実情であります。

しかし、価格が低廉で分割分譲も可能なことから、地元企業の事業拡大や工場移転に対してもPRを行うとともに、地縁・血縁等の合併によるスケールメリットを最大限生かし、今後も粘り強く企業誘致活動を続けてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 今野晃治君、再質問ありませんか。2番今野晃治君。

2番(今野晃治君) 大変丁寧なご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。2点、要望と質問でございますが、再質問させていただきます。

まず、森林整備地域活動支援交付金制度の継続に関してでございますが、国・地方の財政の悪化といいますが、困難ということで、大変継続が危ういなという認識を先ほどの質問で言っております。この中で一番心配なのは、国でなくて実は県の予算措置のこ

とで、過去の経験から一番心配しているところであります。この中で、地域がそれぞれ4分の1の予算を組まなければ適応できない制度でありまして、ぜひ県に対しまして市長はこの継続を強く求めていただきたいということ、これはお願いでございます。

それからもう一つは、企業誘致に関してでございます。この件に関しましては、私が2年前に旧本荘市の一般質問に立ちました時と同じような理論でございますけれども、この地域で一番活性化といいますか、その個有の技術を持って中央なり地域圏外から仕事量、受注を多く持ってこれる産業は何なのかということをしきりと、いわゆるこの地域にどういう産業といいますか業種を育てていくのか。あれもこれもとやったって、それはできる話ではありません。勢力が分散されます。それぞれの持てる技術なり技能を、そのものに一点集中してやらなければ到底物事はなりません。そういうことをしきりと市行政として、どういう業種を、どういう手段で、そしていつまで、どのくらいまでということをやはりきちと目標に定めて、行政としてそこに集中するというものをしていかなければ、当然どっちつかずというふうになるのではないかという私の持論でございます。ですからその辺に関しまして、どのように考えておられるのか、市長のお考えをお聞きしたいということでもあります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） ただいまの今野議員からの再質問でございますが、1つ目は森林整備にかかわることでございます。議員の心配されるのは、国は予算をつけるけれども県の方で金がないからと言われると、いわば裏負担なんです。そうした場合には採択にならないということがあるので、県の方に強く要望するようにと、こういう趣旨だと思いますので、十分その意を対しながら県の方に要望してまいりたいと思います。

次は、企業誘致のことでございますが、私も全国を見てみますと、やはり企業誘致にここが遅れた一つの大きな原因としては、高速道路、そういう交通アクセスがよくなかったということが大きな原因であると思います。それから工業団地も後発であったというようなこともあるかと思いますが、まず一つは、やはり高速道路、交通アクセスの悪いこと、それが地元出身で大変頑張っておられる企業の皆さんに聞きますと、やはりすぐ納期に間に合わせるためには、少し遠すぎるというふうな問題点があるというふうなことも指摘されました。高速道路は今、着々と進みつつありますので、そういう意味では、これからは私たちは気を緩めることなく、そうしたこともあわせながらPRに努めてまいりたいと、このように思います。

それからもう一つは、この地域でできるものというものが、誇りに思うことがあるわけでありまして。例えば今野議員が議員になる前に勤めておられた企業など大変すばらしいものをつくっているわけでありまして。そうしたことで、この産学共同研究センターにおいても、全国に、この地域ではこういうものをつくることのできるよというふうな冊子を準備して配付した経緯もありますので、これは1回やればよいというものではなくて、さらにこれからそうした資料等も送りながら、この地域の、今ある企業がフルに動けるように、そういうことも一つの企業誘致効果と類似したことであろうかという風に思いますので、これからは努力してまいりたいと存じます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 2番今野晃治君、再々質問ありませんか。

2番（今野晃治君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、2番今野晃治君の一般質問を終了します。

この際、約15分間休憩いたします。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時45分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。26番村上亨君の発言を許します。26番村上亨君。

【26番（村上亨君）登壇】

26番（村上亨君） 由利本荘市議会になりましてから、6月定例会市議会に続きまして30名体制となり、二度目の一般質問の機会を与您いただきましたことに対しまして、感謝をいたしますとともに重複する点もありますが、大項目7点につきまして質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に第1点目、合併調整などについてであります。

平成の大合併により新たに誕生する高知県香南町と香美市が11月11日に告示されまして、これで3月で期限切れになりました旧合併特例法による告示は、すべて終わったということであります。来年3月末までに全国の市町数は1,822となり、旧法施行直前に比べ4割以上減ることになるようであります。県内でも来年3月までに25市町村となり、6割以上減ることになっております。合併協議会の中ですり合わせすべき項目が1,637項目、合併までに1,287項目が済み、9月1日現在で290項目の調整がなされまして、あと60項目につきましては、激変緩和措置を講ずる項目としたようであります。御苦労いただきました職員の皆様方には敬意を表するところであります。

しかしながら、配付されました市行政改革推進本部の資料の前文に「担当する本庁の各課で確認内容として掲載したものであり、各担当課での調整や対応の状況を報告したもの」との記載がありますが、合併協の中では、旧市・町の担当課の協議があり、さらに助役による幹事会を経て提案された経緯があるわけであります。新市になってからも各地域協議会、または各総合支所との協議がなされ、調整がなされてきたのか、お伺いをしたいと思います。物事が変化するときには不安はつきものであり、不安の声に耳を傾けてそれを取りのぞく姿勢が、旧1市7町の早期融和のために必要だと思うからであります。

また、新市組織機構につきましては、「決裁等については、随時見直しを進め改善している」とありますが、実施している自治体もあると聞いておりますけれども、従来の形態が最適な部署は別といたしましても、決裁手続きのむだを省き、必要なときに必要な行政サービスを迅速に行える業務内容に応じた多様で柔軟な本庁、総合支所を含めた多階層の縦割型ではなく、フラット化した組織機構の編成が必要だと思うわけですが、お伺いをしたいと思います。

次に、職員数につきまして、「行政改革大綱に連動し、平成17年度中に定員適正化計画を策定する」とありますが、合併協の資料におきましては、「1,200名の職員を10年間で300名減じ、採用者は退職者数の3分の1とする」となっておりますが、同じ方向

で策定していくのかお伺いいたしたいと思います。

また、新市まちづくり計画の中に「旧市・町区域の地域振興を図るために地域振興基金を設置する」とありますが、これは合併特例債での財政支援措置として認められているものであり、標準事業費10年間で40億円を試算しております。この基金設置により住民の連帯、旧市・町区域の地域振興のためにどう利活用していくのか、また地域協議会、あるいは総合支所に権限移譲も必要ではないかと思いますが、お伺いをいたします。

また、本庁と総合支所との関係を円滑に進めていく一つのステップとして、当分の間、議会開催においては支所長を会議場に出席させるべきではないかと思いますが、お伺いをいたしたいと思います。

次に第2点目、平成18年度の予算方針などについてであります。

報道によりますと、長期債務の残高は今年度末で国が602兆円、地方が205兆円、重複分を除いた合計は774兆円に達し、政府短期証券なども含めた借金の総額は約1,000兆円となりまして、国内総生産、GDPの2倍になると言われてもおります。

また、国の財政制度等審議会は平成17年度で4.3兆円ある地方財政計画の財源不足を平成18年度は解消し、国から地方へ配分する地方交付税の特例加算分をゼロとする必要があるとの意見で大筋一致したとのことであります。そしてまた、国の方向もそうした動きのようであります。

地方財政計画の歳入と歳出の差額は、半分を国から追加支出する特例加算をもって、残り半分を赤字地方債で補っております。赤字地方債も最終的には地方交付税で賄う仕組みで国の負担となっており、歳出のさらなる圧縮により財源不足を解消することが大切で大事なことであり、その具体策として民間給与より高いと批判のある地方公務員給与の見直し、過大計上されていると思われる地方単独事業のスリム化などが挙げられております。

また、昨年度大幅に削減されました地方交付税も、国の三位一体改革により3%ずつ削減されるというような見込みと言われておりますが、新市の財政見通しは厳しいものがあると思いますが、平成18年度の予算方針、基本的な考え方、また、新市まちづくり計画、あるいはそれを基本とする新市総合発展計画にも関連いたしますが、何を重点課題とし、また、何を重点項目として取り組んでいくのかお伺いをいたしたいと思います。

また、過疎地域自立促進計画に関しましては、旧指定地域を優先して進めるという指導があったと聞いておりますが、どのような事業に着手するようになるのか、お伺いをいたします。

また、国は本年度から地方自治体の債務負担を示す新指標を導入して、地方債の発行を管理するようであります。地方債が来年度から起債の仕組みを国の許可制から、国に報告すれば原則として自由な発行を認める事前協議制に移行することが決まっており、この場合、国の認めない起債も可能であり、地方財政が一段と悪化することを招くのを懸念するがためということであります。

地方債の返済額、地方公営事業の借金などの自治体の債務負担額を分子とし、税收、地方債など自治体の標準的歳入を分母とする「(仮称)実質公債費比率」を新指標として、10%以下が事前協議により発行可能、10%以上20%未満を従来どおり国の許可制とし、20%以上は起債を制限させるようでもあります。合併協資料の推計によりますと、

過疎法が切れる平成21年度まで、また合併特例債が維持される平成26年度まででも公債費比率、経常収支比率とも高い数値を示しており、適正な姿ではなく推移するようであります。

こうした中で、より厳格に選別される新指標のもとでの財政運営、そして事前協議制をどうとらえていくのか。また、平成17年度中に新市基本計画にあわせて作成される財政計画はどのような方針で、またどのような方向づけ、形態をとっていくのか。その中に昨今よく指摘されております給与と人件費の削減も含まれてくるのかお伺いしたいと思います。

また、平成18年度の予算編成に関して厳しい予算編成の中とは思いますが、基本的には当分の間、平成17年度のように特色ある旧市・町の積み上げ予算を最大限尊重し、協議を重ねて、話し合いをした上での決定する配慮が必要ではないかと思いますが、お伺いしたいと思います。

次に3点目、「観光地域づくり実践プラン」についてであります。

11月15日、秋田魁新報に、国土交通省「観光地域づくり実践プラン」事業に環鳥海地域が選定されたとの記事が載ったのであります。ことし8月8日、由利本荘市議の中の旧由利町議の最後の研修として、政務調査費を活用し、参加者は7名でありましたが上京し、国土交通省総合政策局観光地域振興課長若林陽介氏より「最近の観光動向と観光ルネサンス事業について」と題しての講義を受けてまいりました。この資料がこれでございますが、（現物を示す）その内容は、まさに新市の目指す新まちづくり計画の中の「鳥海山を初めとする新市の豊富な観光資源を生かした観光の振興、産業化」に合致するものであり、その資料には観光立国に向けてのさまざまな事業が説明され、紹介されておりました。県関係では、観光空間づくりモデル事業として雄物川観光交流地域活性化協議会、そして田沢湖八幡平を中心とする秋田岩手広域地域連携協議会が選定されており、その中にさきのモデル事業の見直しとしての「観光ルネサンス事業観光地域づくり実践プラン」が説明されていたわけであります。

事業のポイントとしては、1．地域の自助努力による観光地域づくりの後押し、2．所管のハード・ソフト施策での総合的支援、3．観光地域づくりでの重要なNPOへの支援、4．民間組織ATA（エリアツーリズムエージェンシー）への補助と連携とされております。3市1町による環鳥海地域交流推進協議会の内容と役割、そしてアクションプログラムの具体的な内容、民間組織ATAなどの組織、育成についての取り組みについてお伺いしたいと思います。

また、2,236メートルの霊峰鳥海山、そしてそこを源とする清流子吉川61キロメートルをすっぽり抱く新市発展の起爆剤の可能性を秘めているこの事業の支援パッケージとしての新市の地域観光振興計画、そしてATAの地域観光振興事業計画についてどう取り組んでいくのかお伺いをいたしたいと思います。

また、旧1市7町それぞれにすばらしい文化・歴史があり、卓越した各分野で活躍された方々が輩出されてもおります。私も旧由利町議時代から歴史的人物として越前福井県出身とはなっておりますが、13世紀旧由利郡本荘市全体5万8,000石を治め、旧由利町根城館で自刃した由利仲八郎政春の後裔、そして17世紀旧由利町前郷に滝沢城を築城した滝沢兵庫頭政通の後裔であり、母方の姓である三岡を名乗り信州を経て越前福井藩

に仕え、19世紀江戸末期から明治時代にかけて大活躍をし、実質的な初代の大蔵大臣、廃藩置県後の初めての東京府知事、そして明治政府の大方針とされました「五箇条の御誓文」の素案をつくりあげた三岡八郎、明治3年に遠祖由利氏に姓を復し、名を改めたという由利公正を郷土に生かしたいと折りにふれて質問、提言してまいりましたが、新市由利本荘市となり改めて提言し、観光実践プランの観光地域づくりに生かしていただきたいと思うのでありますが、お伺いをいたしたいと思います。

また、歴史に埋もれた人物としてもう一人、六郷氏が本荘に移る前の一時期入部いたしました、徳川家康の腹心でありながら本荘5万石を与えられ配流された本多正純がおります。その生涯を終えた横手市では「本多正純公を偲ぶ市民の会」をつくって歴史に親しんでおりますが、このことも当地域づくりに生かせないのかお伺いをいたします。

次に4点目、雇用機会の確保などについてであります。

「雇用の場がない自治体には未来はない。特に若者の職場のないまちに未来はない」と言われております。

日本の合計特殊出生率は、平成16年度で1.29、この低水準の出生率が続くと仮定した場合、現在の国の人口の1億3,000万人弱の人口が500年後にはわずか10万人という、ほぼ縄文時代の人口水準になるということでありまして。県人口の減少ペースも加速しており、この10月1日現在で115万人台を割り込み、平成10年から7年間で約5万人の減、その前の5万人減には昭和61年から平成10年までの12年間かかっており、倍近いペースで人口減少が進んだと報道されております。県では「県外の大学に進学し、そのまま県外就職してしまうケースが多い」と説明しておりますが、社会動態のマイナスに加え、県内の合計特殊出生率の低下が響き、出生死亡数のマイナスによる自然動態のマイナスも大きく影響しているようであります。

新市においては、平成12年の国勢調査による人口は9万2,843人となっておりますが、今年10月31日現在で9万683人、新市まちづくり計画の中では現在の状況をもとに推計いたしますと、10年後には8万3,454人に減少するようではありますが、目標人口として8万6,000人としております。

国の行った国民生活調査では、都市部の景気回復感の裏づけなのでありましょうか、「社会保障対策」「景気対策」よりも「少子化対策」が30.7%で過去最高となっておりますが、県民意識調査では「雇用機会の確保」が43.5%で第1位であります。また、各政策への意見として7割が「子育て経済的負担」を指摘し、負担軽減と職場環境の改善を挙げております。

こうしてみますと新市におきましても、新市まちづくりに計画にあるように、雇用の安定と若者の定住促進策が重要、大切であります。6月定例市議会におきましても質問させていただきましたが、この基本的な問題が解決しない限り、ほかの少子化問題、人口減少問題が改善の方向に進まないと思われまして。この問題は、ひとり行政の問題ではなく地域全体の問題でありましょうか、大胆で新鮮な発想の必要性を考えるわけでありまして、いま一度打開策をお伺いしたいと思っております。

また、諸問題解決のために女性の持つ発想、潜在力を引き出すことも大切かと思うところでありますが、少子化問題、そしてまた独自の経済的負担のための方策、そしてそのための女性懇談会設置についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、由利地域には国内最大級の地下資源が存在し、そこからクリーンエネルギーとして注目されております天然ガスも豊富に産出されております。開発から環境重視に軸足が移っている中で、天然ガスに関連した、あるいはそれを利活用する雇用の場の創出も一つの方策と考えるところであり、企業誘致はもちろん重要な課題であり、それとともに地元の資源を利活用した地場産業の創出についてもお伺いいたしたいと思いません。

次に5点目、農業問題についてであります。

本年度の水稻作況や米の消費量の年々の減少傾向により、農水省方針として平成18年度は生産目標を当初ベースで本年度より26万トン少ない825万トンと提示されたのは、ご案内のとおりであります。

そうした中、戦後農政を貫いた全農家の底上げという方針を大きく転換する新たな農業政策、平成19年度から導入に向けました経営所得安定対策等大綱が決まったわけであり、日本型直接支払いとなる品目横断的経営安定対策の対象は、都府県で4ヘクタール以上の認定農業者と20ヘクタール以上の集落営農組織。対象品目は米、麦、テンサイ、バレイショ。あわせて担い手を支える地域の役割も重視され、全農家、そして地域住民、地域全体による環境保全型農業への国の支援も盛り込まれ、活動に対する支払額も決定したようであります。

また、対象の面積要件は地域の実情に配慮し、宅地が混在する集落など地理的制限があるところはおおむね8割まで、中山間の集落営農組織では5割まで緩和されるなどの特例も設けられております。

いずれ収入の減少分の補てん、外国産との価格差是正は要件を満たした認定農業者、または集落営農組織にしか支援されないということになるわけであり、縛りがなくなり、米生産量の増加も懸念されるわけであり、**「担い手が育たない地域は農村として生き残れない」**とも言われております。11月中旬、「地域農業関係者と東北農政局との現地座談会」が市内黒沢公民館で行われ、集落営農組織などについて話し合われたようであります。一朝一夕に組織化されるような安易な問題ではないようではありますが、大綱に明確に位置づけられた地域農業の担い手育成にどのように対応していくのか、まちづくり計画の中で本地域の基幹産業と位置づけられている農業の重点課題としてお伺いいたしたいと思いません。

また、平成18年度から20年度までの、あきた21総合計画第3期実施計画素案に由利地域振興局では、数ある産業の中から由利牛の肥育チャレンジプロジェクトに特化し、繁殖牛中心の畜産から繁殖牛・肥育牛一貫生産の一大産地形成をねらっているようであり、年内にもアメリカ、カナダから牛肉が条件つき輸入解禁が言われておりますけれども、そうした中で由利牛のブランド化、産地化がまちづくり計画に明記されておりますが、今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思いません。

次に6点目、旧由利組合総合病院跡地活用施設についてであります。

平成5年度から数々の検討会、委員会、懇談会、協議会を経て、今、旧由利組合総合病院跡地は図書館を中心とするメディアライブラリー、そして市民交流サロンギャラリー、会議室などを中心とするコミュニティセンターを建設するという構想で動き出しているようであります。今までのいきさつを知らない私のような門外漢が言うことでは

ないかもしれませんが、「人の流れの確保、にぎわい」をテーマとした当初の方向とは異なってきた感もあるわけではありますが、これまでのいきさつをお伺いしたいと思います。

また、合併協資料にあります市町村建設計画に係る事業計画に記載されております平成22年度からの事業、図書館、コミュニティセンター、総合物産館等の複合文化施設、そして文化会館との整合性はどうなるのか、お伺いをいたしたいと思います。

最後7点目、矢島中高連携校の建設についてであります。

平成17年7月25日、柳田由利本荘市長と佐藤元矢島町長を発起人といたしまして、矢島中高連携校建設促進期成同盟会の設立総会が行われ、その後、県に対しまして早期建設のための要望書が提出されたようであります。県教育委員会の第5次秋田県高等学校総合整備計画後期計画においても、矢島高校の将来構想について「小中学校と高校が隣接する新しい形態の学校について由利本荘市とともに検討する。」となっております、建設の機運が高まっているようでもあります。矢島中高連携校の建設に関しましての、その後の動向活動についてお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 村上議員のご質問にお答えします。

最初に、合併調整などについて、（1）の合併調整についてと（2）の新市組織機構について、関連がございますので一括してお答えいたします。

新市における組織・機構としては、合併による住民サービスに差がないよう、本庁、総合支所方式を採用しております。

新市がスタートしてから新たな組織による事務事業の見直しも含め、本庁の各部課においては、各総合支所と連絡調整を密に行い、合併により広範多岐にわたる行政需要に的確、かつ迅速に対応できるよう調整してきたところであります。

このようなことから、新市において調整を図る必要がある事務事業の協議においても、担当部署では、合併協議会等で協議された内容を尊重しながら、本庁に限らず、全総合支所も含めた担当課長会議を開催するなど、その調整に当たってきたところであります。

なお現在、激変緩和措置を講じている事務事業などについては、必要により総合支所を通して地域協議会委員の意見を伺うとともに、議員各位にご相談しながら調整してまいりたいと考えております。

次に、新市組織機構についてであります。本庁と総合支所の位置づけの明確化を図るため、事務分掌の見直しや職員の適正配置等により、新市の一体性を醸成し、迅速な行政運営により、市民の目線に立ったサービス提供を強力に推進できる組織・機構を築いていくことが急務であると考えております。

このため、常に「市政の主人公は市民」であり、市民が利用しやすい組織・機構にするため、本庁及び総合支所、それぞれの役割を調整するとともに、早期にさまざまな課題等の解決を図りながら、よりよい組織・機構づくりに積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、（3）の職員数についてお答えします。

合併協議では、合併後の効率的な財政運営を図るため、各分野の業務量の見直しなどによる職員数の削減についても協議をされております。

その内容は、合併後10年間、新規採用職員数を退職者数の3分の1に調整しながら、職員数削減を進めていくものであり、現在策定中の行政改革大綱の中でも、基本的に同様の方向で進めてまいりたいと存じます。

次に、(4)の地域振興基金についてお答えします。

地域振興基金は、ご質問のように新市まちづくり計画の中で地域振興のために設置するとの方針を示しておりますが、さきの6月定例会において、区域全体の一体感の醸成を図る事業及び地域の振興を図る事業の財源とすることを目的に、同基金条例として議決いただいたものであります。

合併特例法で位置づけるこの基金の目的は、積み立てた基金を運用し生ずる収益をこれら事業に財源として活用するものであり、イベントや文化の創造に関する事業、伝統文化の継承事業、コミュニティ活動への助成、さらには新たな福祉事業の展開など多様なジャンルで有効かつ効果的に活用されることが期待されるものであり、いずれにしましても、19年度以降からの運用益については、議会あるいは地域協議会からもご意見を伺いながら有効に活用すべきものと考えますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、(5)支所長の議会出席についてであります。第2回定例会までは議場が西目公民館シーガルであったことから、職員は相当数出席することができるスペースがございましたが、当議場は構造的制約から出席職員をふやすことは困難な状況でございますので、議案及び一般質問の内容を考慮し、出席する職員については適宜対応いたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、大きい2番の平成18年度の予算方針などについてお答えします。

初めに、平成18年度の予算方針、基本的な考え方、重点課題、重点項目としての取り組みについてであります。平成18年度予算編成の基本方針につきましては、先ほど佐藤勇議員にもお答えしましたが、実施事業と財源についても、当然のことながら市全体を考慮した政策方針のもとで展開し、集約した上での編成となるものであります。

現下の厳しい財政状況を踏まえ、三位一体改革を見据えながら、事業の峻別をして将来の財政負担軽減に配慮し、財源についても重点的かつ効果的な配分に徹していくことが不可欠であります。

さらに、事務事業の徹底した見直しを初め、機構の合理化を進める一方、職員数や人件費の適正管理に努めるなど、行財政運営の強化を図ることなどを基本方針としているところであります。

次に、過疎地域自立促進計画の事業についてであります。

これらの事業の整備については、現在、策定作業を進めております総合発展計画に基づきながら、各地域における緊急度の高い事業を優先して進めていくことになろうかと存じます。

次に、地方債の協議制移行についてであります。総務省では現行の許可基準である起債制限比率から「(仮称)実質公債費比率」への移行にあたり、政令の策定作業を進めている段階であります。

今後、新基準によって仮試算した数値を検討し新指標を定め、協議制なのか、あるいは

は従来どおりの許可制に該当する自治体かを判断することとなります。

具体的な基準等については、まだ決定されておりませんが、協議制に移行した場合、裁量権が付与される一方、さらに自治体の責任が増すことになると認識しているところであります。

続いて、財政計画はどのような方針、方向づけ、形態をとっていくのかであります。財政計画は、三位一体改革など、地方財政を取り巻く状況を十分に反映した上で、投資可能額や経常的経費の見通しを得るとともに、市債残高や償還額のバランスを考慮した財政シミュレーションに基づいて策定することが重要であると考えております。

また、総合発展計画との整合性や、行政改革大綱・集中改革プランにより事務事業などを見直すとともに、各地域の実情を踏まえた適正な事業の選択と財源配分など、総合的な観点から策定にあたってまいりたいと考えております。

次に、平成18年度予算編成に関してであります。

各地域の予算見積もりは、地域課題の積み上げで策定されたまちづくり計画を反映したものであり、所管とする本庁各課とも十分な協議を踏まえたものであると認識しているところであります。

しかしながら、限られた財源の中であり、17年度のように単なる地域ごとの積み上げによる編成は困難であり、事業の緊急度や優先順位など、各地域とも十分協議した上で、ローリング作業を行う必要があるかと存じます。

いずれにいたしましても、予算編成に当たっては、こうしたことを踏まえ十分な配慮をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、大きい3の「観光地域づくり実践プラン」について、の内容、民間組織の育成、支援パッケージ、歴史の掘り起こしについてお答えいたします。

去る11月14日、国土交通省の認定を受けました「観光地域づくり実践プラン」は、秋田・山形両県と酒田市、遊佐町、にかほ市、本市並びに各観光協会を初め関係民間団体などで構成する環鳥海観光交流空間推進協議会が国交省に認定申請したものであります。

プランの内容は、各構成団体の観光関連事業計画と国土交通省並びに秋田・山形両県の道路整備計画をまとめたものであり、100を越す事業が盛り込まれております。

これを課題ごとに分類し、事業概要や実施期間をまとめた計画書となっておりますが、本市の関係では新市まちづくり計画で、観光関連主要事業としています観光レクリエーション拠点の整備、並びにルートの整備などを提示したものであります。

この後、アクションプログラムとして個々の事業計画を作成し、3月までに国に提出することになります。この事業については一部民間の事業に対する補助がありますが、自治体が行う個別の事業に対して国交省が直接補助するものではなく、地域の事業支援のため、例えば国道等の整備順位が上がるなど間接的支援が行われるものであります。

次に、民間組織の育成についてであります。エリア・ツーリズム・エージェンシー、いわゆるATAは地域観光振興計画に沿って取り組む民間の組織を市町村が認定したものであります。今後予定しております観光振興計画の中で、これらについても検討してまいります。

次に、歴史の掘り起こしということで、本市ゆかりの歴史的人物を観光地域づくりに生かしたらとのご提案であります。カルチャー的観光も一つの観光分野となっている

今日、知的好奇心を潤す地域の文化や歴史についても掘り起こし、歴史上の人物や郷土を支えた人物などについて、ゆかりの地に顕彰するなど、また歴史等を紹介する案内人の育成に努め、希望する観光客を案内するなどの方法を講じてまいりたいと存じます。

次に、大きい4の雇用機会の確保などについてお答えします。

本市を取り巻く雇用状況については、6月議会で村上議員にお答えしておりますが、人口減少や少子高齢化など深刻な問題を抱える中、若者の地元定着は最重要課題であると考えております。

このため、新市の組織機構にも企業誘致課や鳥海山観光振興室を設置して、企業誘致や観光振興による地域活性化に向けた取り組みを行っているところであります。

また、雇用の安定と若者の定住促進に向けては、ハローワーク本荘とも連携しながら管内企業への依頼や、早い時期から職業観を養ってもらうため高校生を対象とした就職サポートセミナーなどを開催しているところでありますが、地域特性を生かした雇用創出に向けて、今後も県や関係機関と連携を図りながら積極的に進めてまいります。

また、ご提案の少子化問題改善のための女性懇談会設置については、雇用の関係では、300人以上雇用する企業に対しては、次世代育成支援行動計画の作成が義務づけられており、他の企業に対しても同様の指導がなされております。

県においては、子育てしやすい職場づくりを促進するため、子育て促進専門員が配置され、計画策定に対する支援や企業の子育てに対する相談活動の体制強化に努めているところでもあります。

当然、この計画の作成に当たっては、女性の子育てに対する意見等が網羅され、企業の子育て環境の改善目標が設定されるものと考えております。

なお、市においても、本年3月に策定した次世代育成支援行動計画に従って、計画内容の精査・検証する委員会が設置されてますので、この委員会には女性委員が半数以上予定されており、女性委員のご意見を十分拝聴するとともに、企業の取り組み状況やご提案のありました女性懇談会の設置についても協議してまいりたいと考えております。

次に、天然ガスの利活用についてであります。全国的にも豊富な天然ガス資源に恵まれている本市は、一般家庭や事業所における空調関係を中心にガス利用を行っております。

しかし、天然ガスは、鉾業法により許可を受けた業者でないと採掘できないため、この業者からガスを購入して利用することになります。

また、購入するガスの料金は、採掘場所からの距離にかかわらず、採掘業者が企業全体の設備投資等も含めた経費により算定した料金となるため、新潟県以北では本市も含めてほぼ同額となっております。

このため、現状では供給地から近いということでの単価面での優位性が少ないことから、これがすぐに企業誘致につながるものではありませんが、地域の資源である天然ガス利用については、地元としてのメリットを探りながら産業活性化につなげていきたいと思っております。

次に、大きい5番の農業問題について、(1)の経営所得安定対策等大綱についてお答えします。

平成19年産から実施される経営所得安定対策等大綱において、担い手を認定農業者と

集落営農に限定されたことにより、これらの担い手の育成が急務であり、農地の利用集積など個々の認定農業者の育成については、佐藤俊和議員のご質問にお答えしたとおりであります。

また、集落営農の推進に当たっては、農作業の共同化や経理の一元化など困難な要件が求められることから、組織化に係る経費の助成を行うほか、モデル集落を指定し、重点的な指導を行い、農家の意識改革と徹底した経理指導に努めてまいります。

新市まちづくり計画の農業重点課題につきましては、担い手である認定農業者や農業生産法人等の経営組織体の育成、また、農業所得向上のための農畜産物の販路拡大やブランド化、加工品の開発、多様な気象条件を生かした地域特産物の生産などが喫緊の課題であり、これらの課題に向け総合的に取り組んでまいります。

次、(2)由利牛産地化についてお答えします。

秋田由利牛のブランド確立につきましては、県やJA秋田しんせい、生産者、また商工会等の各関係機関からなる、(仮称)秋田由利牛振興協議会を年度内に設立し、銘柄の統一や肉質の定義、知名度の向上などブランド化に必要な作業に順次取り組んでまいります。

また、これまで旧市・町ごとに計画策定した酪農・肉用牛生産近代化計画が平成18年度に見直しとなることから、秋田由利牛の生産拡大の指標となる由利本荘市酪農・肉用牛生産近代化計画を策定するとともに既存施設の再編や制度利用の徹底を図り安全・安心な秋田由利牛の産地化促進に努めてまいります。

次に、6の旧由利組合総合病院跡地活用施設についてお答えします。

本荘地域の中心市街地、特に組合病院跡地を含めた羽後本荘駅前地区につきましては、跡地の活用によるにぎわいの再生に結びつく整備構想案の策定を中心にして、さまざまな角度から協議、検討を重ねながら、その具体化に向けた取り組みを行ってきたのはご質問のとおりであり、こうした経過を踏まえ、平成14年に立ち上げられました、市民組織である、病院跡地地区まちづくり推進協議会と都市再生推進期成会からの提言をもとに、人の流れを生みにぎわいの再生に結びつく病院跡地の活用策について、実施に向けた作業をしてきたところであります。

提言を踏まえた計画につきましては、近未来型の図書館を中心とするメディアライブラリー、世代を超えて交流できる施設としてコミュニティセンターの2棟を整備し、日常的な人の流れを生み、中心市街地の再生に結びつけようとするものであり、今後、さらにまちづくり推進協議会や各方面からのご意見をいただきながら、施設の設計作業に入りたいと存じます。

また、新市のまちづくり計画に盛り込んでおります総合文化施設につきましては、補助事業など財政負担を軽減するための事業手法を模索してきたところであり、有利な条件での事業を検討してまいりました。

こうした中、平成16年度から国土交通省が進めており、これまでほとんど補助制度がなかった文化施設等も対象となる、まちづくり交付金事業による事業実施について関係機関と協議をしてきたところであり、ご質問の図書館やコミュニティセンター等の早期の整備とともに、街路の整備をあわせて行い、中心市街地の再生に結びつけたいとするものであります。

総合文化施設整備につきましては、このまちづくり交付金事業を活用し、平成18年度から5カ年の事業実施期間において、当面、組合病院跡地活用による施設整備を中心とした、日常的に人の流れが生まれるものを優先して整備するとともに、並行してその後の文化会館等の整備について検討を加えてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、7番の矢島中高連携校の建設については、教育長からお答えします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 村上亨議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

7の矢島中高連携校の建設についてでございますが、村上議員のご質問にありましたように、秋田県で7月に策定されました第5次秋田県高等学校総合整備計画後期計画に、「小中学校と高校が隣接する新しい形態の学校について、由利本荘市とともに検討する。」と明示されたこと、さらに矢島高等学校校舎改築基本構想検討会が9月で終了し、構想内容が集約されたことから、現在、建設の方法等について県教育委員会と協議を進めておるところでございます。

その内容は、連携の利点である特別教室等の施設共用や、教員の相互交流の方向性について検討しており、今後、さらに敷地面積や建築方法、経費負担も含め細部にわたって協議を重ねてまいりたいと存じます。

今年度の事業といたしましては、建設予定地の地権者のご理解とご協力をいただき、用地測量や地質調査、不動産鑑定を実施しており、18年度には基本設計や実施設計に取り組み、その後、順次整備を行い、21年4月の開校を目指して、今後も県教育委員会と連絡調整を密にしながら、全国的にも先進的な地域連携型の中高連携校の開校を実現するため鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 26番村上亨君、再質問ありませんか。26番村上亨君。

26番（村上亨君） 支所長の議会出席について、適宜対応という言葉でしたけれども、具体的に、この点だけお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 全員ができない理由は、先ほど市長が申し上げたわけでございますけれども、従来の本荘市議会の内容を申し上げますと、やはり課長等が全員出席できなかったわけでございます。それで、一般質問の内容によりまして、質問のない課長が控え室の方で放送で聞きまして、質問のある課長が議場の中に入ると、こういうふうにやりくりしてまいりました。そういう人数的な制限、構造的な制限がありまして、今後もそれをやらざるを得ないのでないかなという、全面的に改築とかそういうことになればまた別でしょうけれども、このままの状態ではやはりできないと。

それから、部長制をしいた段階で、本来ですと部長のところは3人かける構造になっておりましたけれども、詰めて4人に座れるように直したりしてはありましたけれども、これ以上はやはりちょっと無理でないかなということで、入れかえ等も含めて今後やっ

ていって、完全に支障があるとなればまた別の方法を考えなければならないと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 26番村上亨君、再々質問ありませんか。

26番（村上亨君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時43分 散 会

